

令和 7 年度
保 健 所 年 報
(令和 6 年度実績)

三重県尾鷲保健所

三重県尾鷲市坂場西町 1-1
電 話 (0597)23-3446
F A X (0597)23-3449

《 目 次 》

概要

1 管内の概況

- (1) 概況 1
- (2) 管内の略図、位置図及び案内図 1
- (3) 組織体制及び業務内容 2
- (4) 職種別職員数 2

2 管内概要

- (1) 市町別面積、世帯数、人口、人口密度 3
- (2) 人口推移 3
- (3) 人口の年齢構成割合と諸指標 4

3 人口動態

- (1) 管内人口動態件数及び率の推移 5
- (2) 人口動態総覧(実数、率)市町別 6
- (3) 主要死因別死亡数及び死亡率 8
- (4) 悪性新生物部位別死亡者数 13

強じんな美し国ビジョンみえ・みえ元気プランにおける事業概要

○施策 2-1 地域医療提供体制の確保

基本事業 2 医療分野の人材確保

- 1 医療関係者の免許申請状況 14
- 2 保健師活動状況
 - (1) 保健師配置状況 15
 - (2) 人材育成 15

基本事業 5 救急医療等の確保

- 1 東紀州地域尾鷲地区救急医療対策協議会の開催
- 2 救急告示病院
 - (1) 救急告示病院 17
- 3 医務
 - (1) 医療関係施設数 17
 - (2) 病床数 18
 - (3) 医療関係従事者数 18
 - (4) 立入検査状況 18

○施策 2-2 感染症対策の推進

基本事業 1 感染予防のための普及啓発の推進

- 1 感染症予防
 - (1) 感染症発生状況 19
 - (2) 行政検査等実施状況 19
 - (3) 感染症発生動向調査事業(感染症サーベイランス) 19

基本事業 2 感染症危機管理体制の整備

- 1 感染症の拡大防止対策の推進
 - (1) 感染症危機管理部会 20

基本事業 3 感染症対応のための相談・検査の推進

1 結核対策

- (1) 結核患者登録状況 21
- (2) 管理・接触者健診実施状況 22
- (3) 感染症診査協議会診査状況 22
- (4) 定期結核健康診断・予防接種実施状況 23
- (5) 住民結核検診受診状況の推移 23
- (6) 結核対策特別促進事業 23

2 特定感染症等対策

- (1) エイズ相談及び検査状況 24
- (2) エイズ予防啓発活動 24
- (3) 肝炎ウイルス医療機関委託検査事業 24
- (4) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業 25
- (5) 風疹抗体検査事業 25

○施策 2-4 健康づくりの推進

基本事業 1 望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進

1 健康づくり

- (1) 健康づくり総合推進事業 26

2 保健栄養指導

- (1) 健康食育推進事業 28
- (2) 栄養施行事務事業 28

基本事業 3 難病対策の推進

1 難病対策

- (1) 難病在宅ケア事業 31
- (2) 難病対策治療研究事業 31

2 原子爆弾被爆者対策事業

- (1) 被爆者健康手帳交付 35
- (2) 健康診断 35
- (3) 各種手当等 36

○施策 3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保

基本事業 1 食品と生活衛生営業施設等の衛生確保

1 食品衛生

- (1) 食品関係営業施設数 37
- (2) 食品衛生法の監視状況 41
- (3) 食品衛生啓発活動 41
- (4) 食品等の収去試験結果 42
- (5) 食中毒の発生件数と患者数の状況 42
- (6) 食品苦情対応(処分)等の件数 42
- (7) 講習会等開催回数及び参加人数 42
- (8) 製菓衛生師試験受験者及び合格者数 43
- (9) ふぐ処理者試験受験者及び合格者数 43

2 生活衛生

- (1) 生活衛生関係営業施設の監視数と実施率 44
- (2) 理容・美容衛生講習会 44
- (3) レジオネラ対策衛生講習会 44

基本事業 2 医薬品等の安全な製造・供給の確保

1 薬事

- (1) 薬事関係営業施設数及び監視指導状況 45
- (2) 麻薬及び向精神薬取締法等関係施設の監視状況 46

2 献血推進

- (1) 献血者数 46
- (2) キャンペーンの実施 46
- (3) 高校生等への啓発活動(ヤングミドナサポーター事業) 47

3 骨髄バンク

- (1) ドナー登録受付数 47

基本事業 3 人と動物の共生環境づくり

1 動物愛護

- (1) 苦情・問い合わせ 48
- (2) 犬の抑留・収容、返還、処分 48
- (3) 猫の収容、処分 48
- (4) 特定動物飼養許可申請 48
- (5) 動物取扱業許可申請 49

基本事業 4 薬物乱用防止対策の推進

1 薬物乱用防止対策

- (1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などの普及・啓発状況 50
- (2) 自生する大麻・けしについての情報提供の状況 51

○施策 13-1 地域福祉の推進

基本事業 2 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

1 自殺対策緊急強化事業

- (1) 尾鷲地域自殺対策ネットワーク会議の開催 52
- (2) 啓発活動 53

○施策 13-2 障がい者福祉の推進

基本事業 4 精神障がい者の保健医療の確保

1 精神障がい者保健福祉

- (1) 「精神保健福祉法」に基づく通報、診察及び措置状況 54
- (2) 自立支援医療費(精神通院医療)公費負担患者票交付状況 54
- (3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況 55

基本事業 5 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

1 精神障がい者地域生活推進事業

- (1) 尾鷲地域精神保健福祉危機対応ネットワーク連絡会 56
- (2) ケア会議 56
- (3) 精神科医師によるこころの健康相談 57
- (4) 情報共有会 57
- (5) 相談指導 57
- (6) 医療観察法ケア会議 57
- (7) 啓発活動 58

○施策 15-4 結婚・妊娠・出産の支援

基本事業 3 不妊・不育症に悩む家族への支援

- 1 特定不妊治療費助成事業 59

基本事業 4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

1 母子保健対策事業

- (1) 健やか親子支援事業…………… 60
- (2) 小児慢性特定疾病医療費助成 ……61

概 要

1 管内の概況

(1) 概況

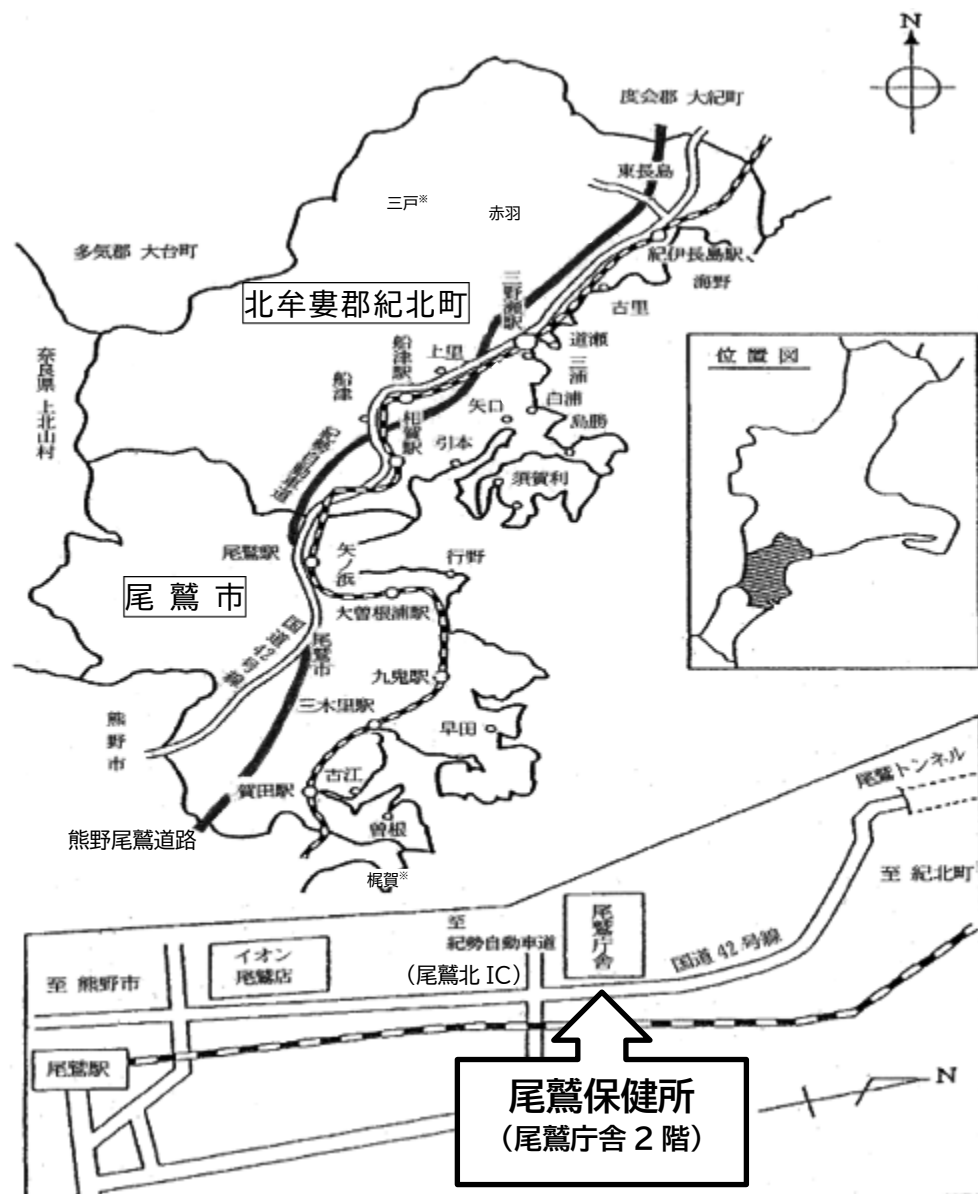
当所は、三重県の南部に位置する尾鷲市、北牟婁郡紀北町の1市1町を管轄する保健所です。
地理的には、東は熊野灘に面し、西は紀伊山地が迫って耕地が少なく、南北に細長い地域です。

地理的には、東は熊野灘に面し、西は紀伊山地が迫って耕地が少なく、南北に細長い地域です。各市町とも漁村が点在しており、林業及び漁業が中心的産業です。人口構成では、高齢者人口割合(65歳

各市町とも漁村が点在しており、林業及び漁業が中心的産業です。人口構成では、高齢者人口割合(65 歳以上の割合)が 46.3%と県全体の 30.4%に比較して高くなっています。(令和 6 年 10 月 1 日現在)

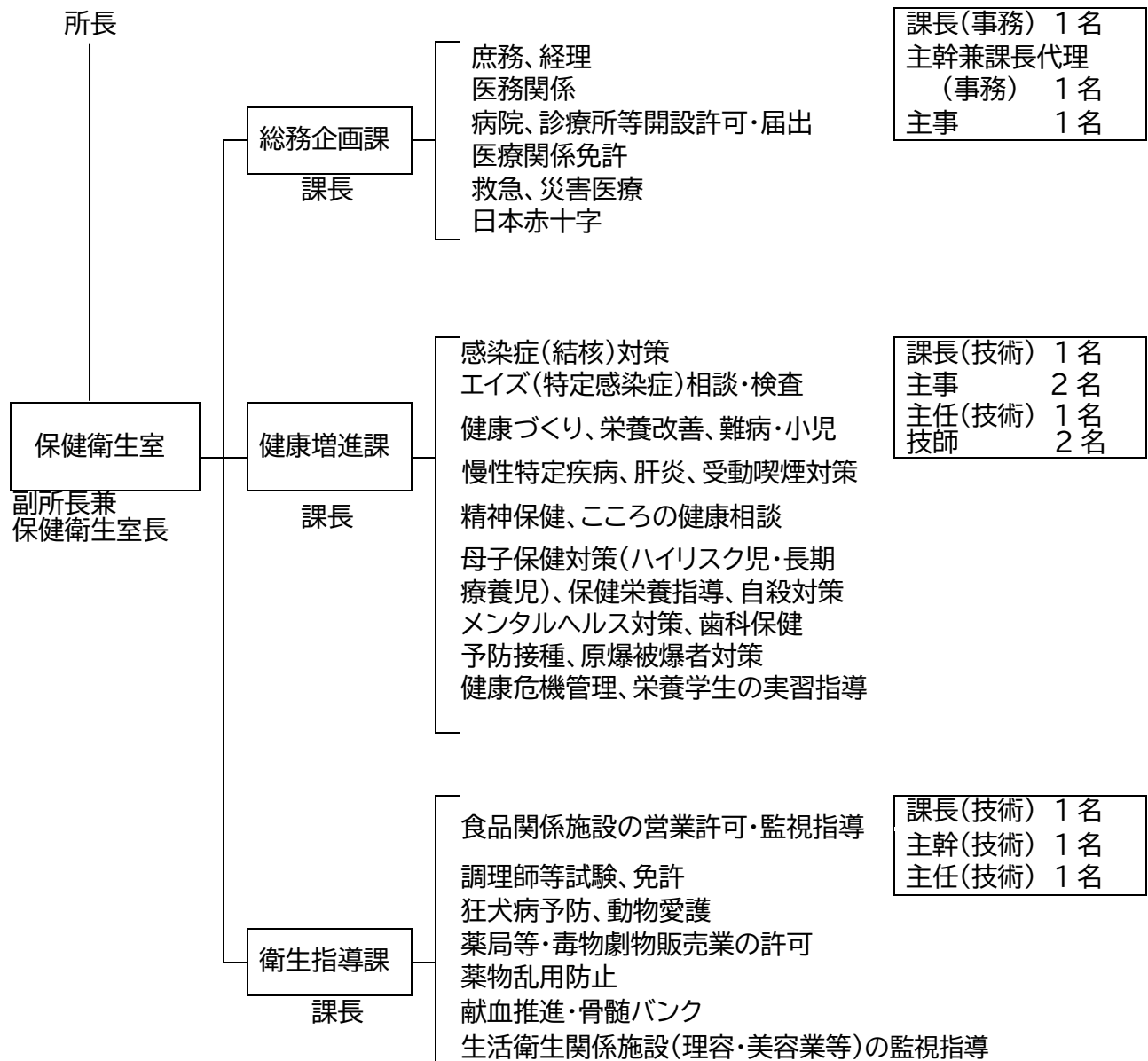
なお、当所からの車での所要時間は北の紀北町三戸※へは約 50 分、南の尾鷲市梶賀町※へは約 30 分です。

(2) 管内の略図、位置図及び案内図



(3) 組織体制及び業務内容(令和 7 年度体制)

令和 7 年 4 月 1 日現在



(4) 職種別職員数

令和 7 年 4 月 1 日現在 (単位:人)

一般 事務	医師	獣医師	薬剤師	保健師	看護師	管理 栄養士	合計
5	1	1	2	2	1	2	14

2 管内概要

(1) 市町別面積、世帯数、人口、人口密度

令和6年10月1日現在

	面 積(km ²)	世帯数(戸)	人 口	人口密度(人／km ²)
管内(計)	449.26	14,179	27,740	61.75
尾鷲市	192.71	7,724	14,608	75.80
紀北町	256.55	6,455	13,132	51.19

※管内(計)は当所において算出

出典:三重県政策企画部統計課「人口・世帯の動き(月別人口調査結果)」

(2) 人口推移

令和6年10月1日現在(単位:人)

年	実 数				
	尾鷲市	紀北町	管 内(計)	三重県	全 国
H17	22,103	19,963	42,066	1,866,963	127,767,994
18	21,685	19,507	41,192	1,867,696	127,769,510
19	21,316	19,131	40,447	1,869,307	127,770,794
20	20,921	18,769	39,690	1,869,669	127,692,273
21	20,499	18,497	38,996	1,862,575	127,509,567
22	20,033	18,611	38,644	1,854,724	128,057,352
23	19,654	18,276	37,930	1,848,107	127,798,704
24	19,130	17,858	36,988	1,838,611	127,515,133
25	18,737	17,458	36,195	1,829,063	127,297,686
26	18,355	17,012	35,367	1,820,491	127,082,819
27	18,009	16,338	34,347	1,815,865	127,094,745
28	17,610	15,921	33,531	1,807,611	126,932,772
29	17,237	15,566	32,803	1,798,886	126,706,210
30	16,767	15,217	31,984	1,790,376	126,443,180
R1	16,442	14,846	31,288	1,779,770	126,166,948
2	16,252	14,604	30,856	1,770,254	126,146,099
3	15,852	14,196	30,048	1,755,415	125,502,290
4	15,429	13,795	29,224	1,742,703	124,946,789
5	14,955	13,465	28,420	1,727,503	124,351,877
6	14,608	13,132	27,740	1,711,370	123,801,750

※H17、H22、H27、R2 は国勢調査年

※管内(計)は当所において算出

出典(国勢調査年)

国勢調査結果(総務省)(各年10月1日現在)

(国勢調査年以外)

【全国】人口推計(総務省)(各年10月1日現在)

【市町、管内、三重県】三重県政策企画部統計課「人口・世帯の動き(月別人口調査結果)」

(各年10月1日現在)

(3) 人口の年齢構成割合と諸指標

令和 6 年 10 月 1 日現在

	年齢階級別割合(%)			年少人口 指 数	老年人口 指 数	従属人口 指 数	老年化 指 数
	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上				
管内(計)	7.3	44.7	46.3	16.4	103.8	120.1	633.8
尾鷲市	7.7	43.9	45.7	17.4	104.0	121.5	596.5
紀北町	6.9	45.5	47.1	15.2	103.5	118.7	679.6
三重県	11.1	56.1	30.4	19.8	54.1	73.9	272.8
全 国	11.2	59.6	29.3	18.8	49.2	67.9	262.1

※四捨五入により構成比の合計が100%とならない場合があります。

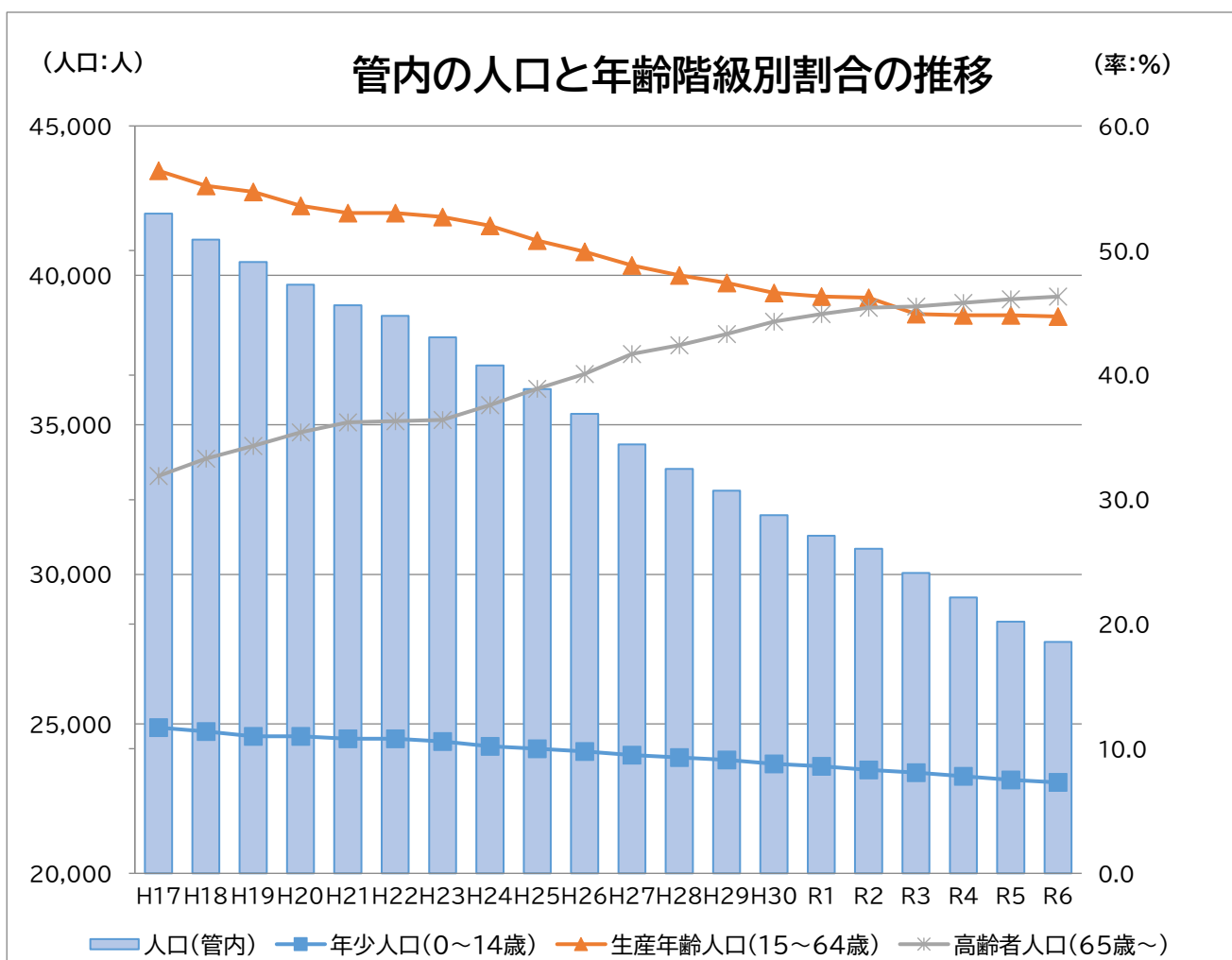
※年齢階級別割合は年齢不詳を含む総数を分母として算出しています。

出典：【全国】人口推計(令和 6 年 10 月 1 日現在人口)より当事務所算出

【市町、管内、三重県】三重県戦略企画部統計課「人口・世帯の動き(月別人口調査結果)」

※管内(計)及び各指数は当事務所において算出 (各年 10 月 1 日現在)

$$\begin{aligned}
 \left[\begin{array}{lcl}
 \text{年少人口指数} & = & \text{年少人口(0～14 歳)} \div \text{生産年齢人口(15～64 歳)} \times 100 \\
 \text{老年人口指数} & = & \text{高齢者人口(65歳以上)} \div \text{生産年齢人口} \times 100 \\
 \text{従属人口指数} & = & (\text{年少人口} + \text{高齢者人口}) \div \text{生産年齢人口} \times 100 \\
 \text{老 年 化 指 数} & = & \text{高齢者人口} \div \text{年少人口} \times 100
 \end{array} \right]
 \end{aligned}$$



3 人口動態

人口動態統計は、統計法に基づく基幹統計調査として「戸籍法」及び「死産の届出に関する規定」により届けられた出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の届出書から、「人口動態調査令」に基づき、市町長が作成した各調査票をとりまとめたうえ、分類、集計したものです。この統計はこの調査票を基に人口の動的事象を統計的に把握したのですが、保健衛生、医療対策面はもとより、行政施策の基礎資料として、広範囲に活用される基本的な統計です。

(1) 管内人口動態件数及び率の推移

種類 年次	人口	老年化 指数	出生		死亡		乳児死亡		死産		婚姻		離婚	
			実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
H17	42,066	273.1	252	6.0	622	14.8	—	—	6	23.3	193	4.6	85	2.0
H18	41,192	292.1	252	6.1	600	14.6	1	4	7	27.0	168	4.1	68	1.7
H19	40,447	292.1	240	5.9	597	14.8	—	—	6	24.4	145	3.6	61	1.5
H20	39,690	323.0	233	5.9	618	15.6	—	—	6	25.1	128	3.2	57	1.4
H21	38,996	335.8	193	4.9	645	16.5	—	—	5	25.3	149	3.8	73	1.9
H22	38,644	336.8	209	5.4	612	15.8	—	—	3	14.2	129	3.3	83	2.1
H23	37,930	343.3	226	6.0	712	18.8	1	4.4	5	21.6	108	2.8	58	1.5
H24	36,988	367.7	163	4.4	686	18.5	1	6.1	7	41.2	112	3.0	48	1.3
H25	36,195	387.0	188	5.2	631	17.4	1	5.3	6	30.9	116	3.2	67	1.9
H26	35,367	411.7	168	4.8	646	18.3	—	—	7	40.0	114	3.2	53	1.5
H27	34,347	437.0	159	4.6	718	20.9	—	—	4	24.5	114	3.3	60	1.7
H28	33,531	455.7	159	4.7	623	18.6	—	—	1	6.3	88	2.6	46	1.4
H29	32,803	478.4	138	4.2	640	19.5	—	—	1	7.2	114	3.5	44	1.3
H30	31,984	503.2	133	4.2	618	19.3	—	—	2	14.8	99	3.1	48	1.5
R1	31,288	522.9	117	3.7	609	19.5	—	—	1	8.5	92	2.9	54	1.7
R2	30,856	545.1	104	3.4	650	21.1	1	9.6	2	18.9	89	2.9	46	1.5
R3	30,048	564.2	118	3.9	626	20.8	1	8.5	4	32.8	82	2.7	31	1.0
R4	29,224	588.5	90	3.1	704	24.1	—	—	4	42.6	76	2.6	39	1.3
R5	28,420	617.7	85	3.0	683	24.0	—	—	2	23.0	74	2.6	33	1.2
R6	27,740	633.8	85	3.1	726	26.2	—	—	3	34.1	53	1.9	32	1.2

※各数値及び比率は当所において算出

出典 人口：国勢調査、人口動態調査（総務省）

老年化指数～離婚率：「人口動態調査結果」（厚生労働省）

・出生率、死亡率、婚姻率、離婚率：人口 1,000 人対

・乳児死亡率：出生 1,000 人対

・死産率：出産（出生＋死産）1,000 人対

(2) 人口動態総覧(実数、率)市町別

令和6年確定数

区分 市町 (県・全国)	人口	出 生				低体重児 (再掲)	死 亡				自然増加		婚 姻		離 婚	
		総 数	男	女	率	総 数	総 数	男	女	率	総 数	率	総 数	率	総 数	率
管内(計)	27,740	85	49	36	3.1	5	726	330	396	26.2	-641	-23.1	53	1.9	32	1.2
尾 鷲 市	14,608	46	24	22	3.1	1	367	168	199	25.1	-321	-22.0	32	2.2	20	1.4
紀 北 町	13,132	39	25	14	3.0	4	359	162	197	27.3	-320	-24.4	21	1.6	12	0.9
三 重 県	1,711,370	8,896	4,598	4,298	5.2	826	24,004	12,273	11,731	14.0	-15,108	-8.8	6,095	3.6	2,533	1.5
全 国	123,801,750	686,173	351,451	334,722	5.5	67,134	1,605,378	819,709	785,669	13.0	-919,205	-7.4	485,092	3.9	185,904	1.5

区分 市町 (県・全国)	乳 児 死 亡 (再 掲)				新 生 児 死 亡 (再 掲)				死 産		周 産 期 死 亡 (再 掲)			
	総 数	男	女	率	総 数	男	女	率	総 数	率	総 数	妊娠満 22週以	早期 新生児	率
管内(計)	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	3	34.1	0	0	0	0.0
尾 鷲 市	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	2	41.7	0	0	0	0.0
紀 北 町	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	1	25.0	0	0	0	0.0
三 重 県	10	4	6	1.1	3	1	2	0.3	191	21.0	23	21	2	2.6
全 国	1,266	647	619	1.8	637	336	301	0.9	15,323	21.8	2,285	1,800	485	3.3

出典:人口動態調査(2023年)

注)自然増加総数及び率は、当所算出。

(他の率は前掲のとおりに)

・新生児死亡率=新生児死亡数／出生数 × 1,000

・周産期死亡率=(妊娠満22週以後の死産数+早期新生児死亡数)／(妊娠満22週以後の死産数+出生数)× 1,000

図1. 出生率年次推移

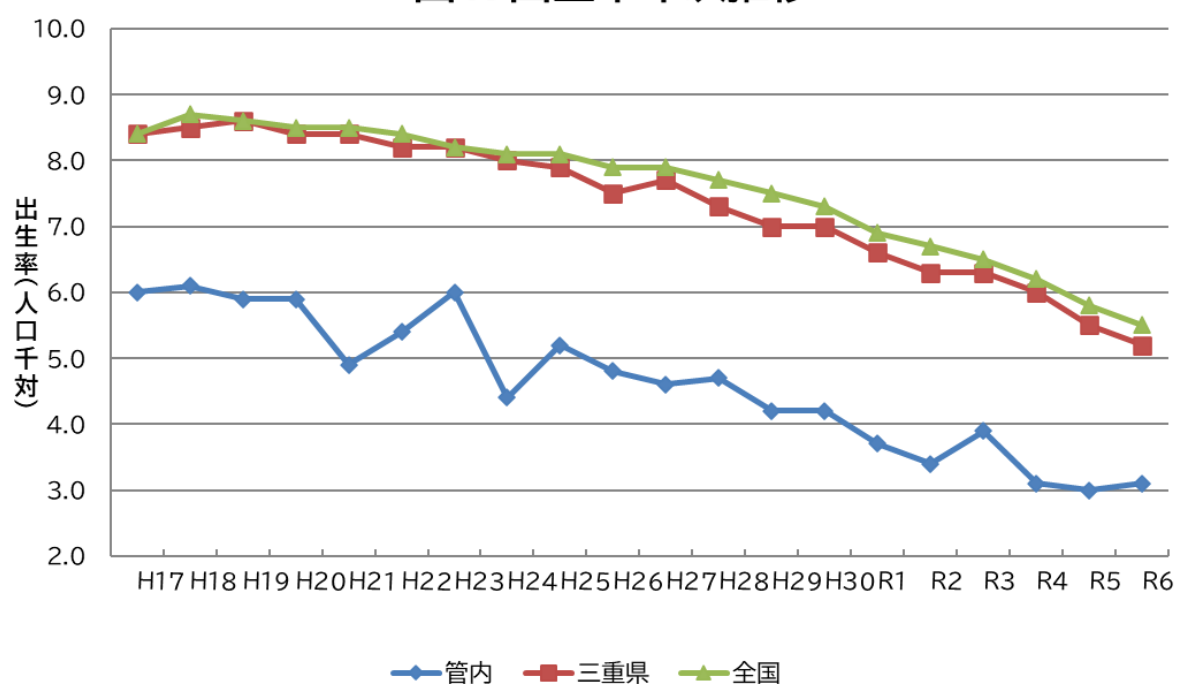
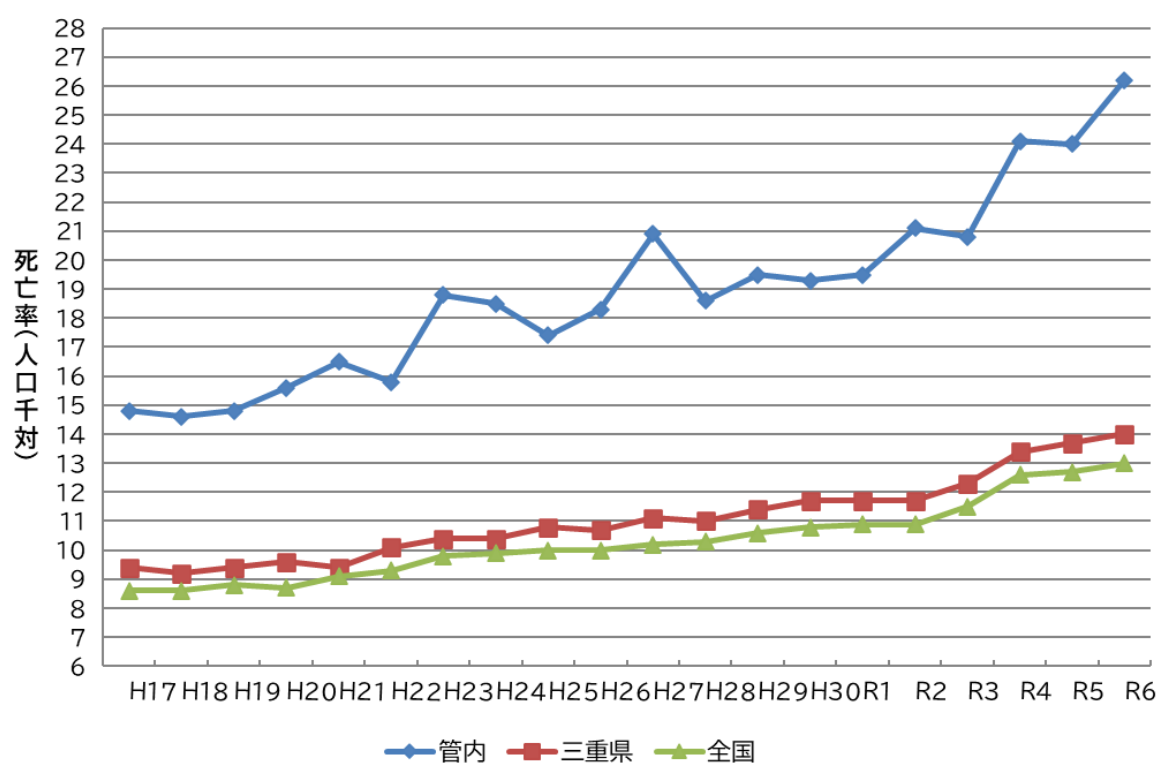


図2. 死亡率年次推移



(3) 主要死因別死亡数及び死亡率(人口10万人対)

令和6年確定数(1 / 3)

選択死因 市町名	区分	総数			悪性新生物			心 疾 患(高血圧性除く)			脳血管疾患		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
管 内	死亡数	726	330	396	159	103	56	126	44	82	48	23	25
	率	2,617.2	2,557.0	2,669.5	573.2	798.1	377.5	454.2	340.9	552.8	173.0	178.2	168.5
尾鷲市	死亡数	367	168	199	84	58	26	58	17	41	24	12	12
	率	2,512.3	2,481.5	2,538.9	575.0	856.7	331.7	397.0	251.1	523.1	164.3	177.3	153.1
紀北町	死亡数	359	162	197	75	45	30	68	27	41	24	11	13
	率	2,733.8	2,640.2	2,815.9	571.1	733.4	428.8	517.8	440.0	586.0	182.8	179.3	185.8
三重県	死亡数	24,004	12,273	11,731	5,373	3,127	2,246	3,690	1,834	1,856	1,398	668	730
	率	1,402.6	1,467.3	1,340.8	314.0	373.9	256.7	215.6	219.3	212.1	81.7	79.9	83.4
全 国	死亡数	1,605,378	819,709	785,669	384,111	221,786	162,325	226,388	111,425	114,963	102,821	51,176	51,645
	率	1,296.7	1,360.9	1,235.9	310.3	368.2	255.4	182.9	185.0	180.8	83.1	85.0	81.2

出典：人口動態調査(2024年)

(3) 主要死因別死亡数及び死亡率(人口10万人対)続き

令和6年確定数(2 / 3)

選択死因 市町名	区分	肺炎			慢性閉塞性肺疾患			肝疾患			腎不全		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
管 内	死亡数	38	20	18	8	6	2	11	5	6	9	5	4
	率	137.0	155.0	121.3	28.8	46.5	13.5	39.7	38.7	40.4	32.4	38.7	27.0
尾鷲市	死亡数	19	10	9	3	2	1	4	2	2	6	3	3
	率	130.1	147.7	114.8	20.5	29.5	12.8	27.4	29.5	25.5	41.1	44.3	38.3
紀北町	死亡数	19	10	9	5	4	1	7	3	4	3	2	1
	率	144.7	163.0	128.6	38.1	65.2	14.3	53.3	48.9	57.2	22.8	32.6	14.3
三重県	死亡数	1,069	688	381	241	210	31	261	170	91	443	241	202
	率	62.5	82.3	43.5	14.1	25.1	3.5	15.3	20.3	10.4	25.9	28.8	23.1
全 国	死亡数	80,176	46,529	33,647	16,629	13,950	2,679	18,858	12,285	6,573	29,665	16,037	13,628
	率	64.8	77.2	52.9	13.4	23.2	4.2	15.2	20.4	10.3	24.0	26.6	21.4

出典:人口動態調査(2024年)

(3) 主要死因別死亡数及び死亡率(人口10万人対)続き

令和6年確定数(3 / 3)

選択死因 市町名	区分	老衰			不慮の事故			自殺		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
管 内	死亡数	109	24	85	15	9	6	7	7	0
	率	392.9	186.0	573.0	54.1	69.7	40.4	25.2	54.2	0.0
尾鷲市	死亡数	62	15	47	9	5	4	2	2	0
	率	424.4	221.6	599.6	61.6	73.9	51.0	13.7	29.5	0.0
紀北町	死亡数	47	9	38	6	4	2	5	5	0
	率	357.9	146.7	543.2	45.7	65.2	28.6	38.1	81.5	0.0
三重県	死亡数	3,809	1,108	2,701	665	401	264	253	181	72
	率	222.6	132.5	308.7	38.9	47.9	30.2	14.8	21.6	8.2
全 国	死亡数	206,887	58,793	148,094	45,743	25,985	19,758	19,608	13,354	6,254
	率	167.1	97.6	233.0	36.9	43.1	31.1	15.8	22.2	9.8

出典:人口動態調査(2024年)

図3. 主要死因(3大疾患)別死亡率の推移【管内】
(人口10万対)

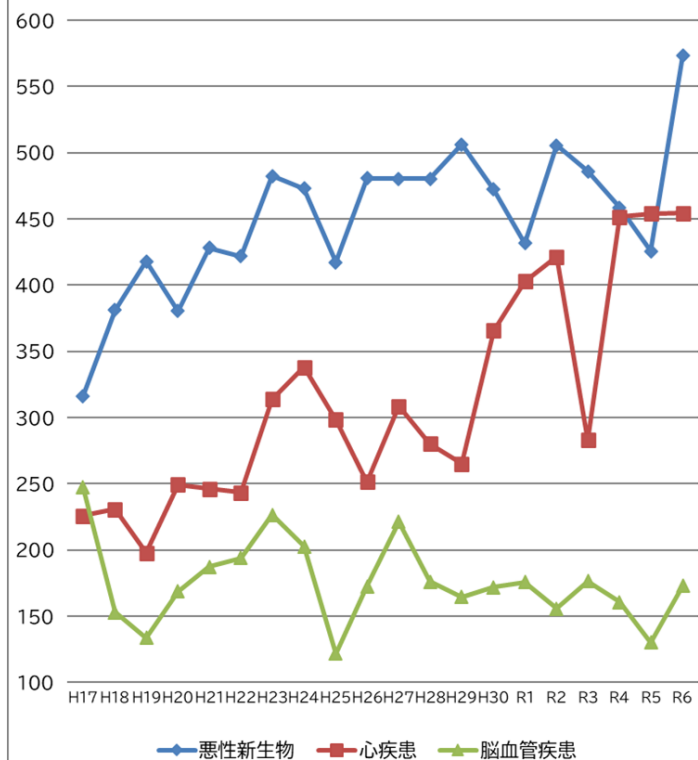


図4. 主要死因別死亡率【管内】

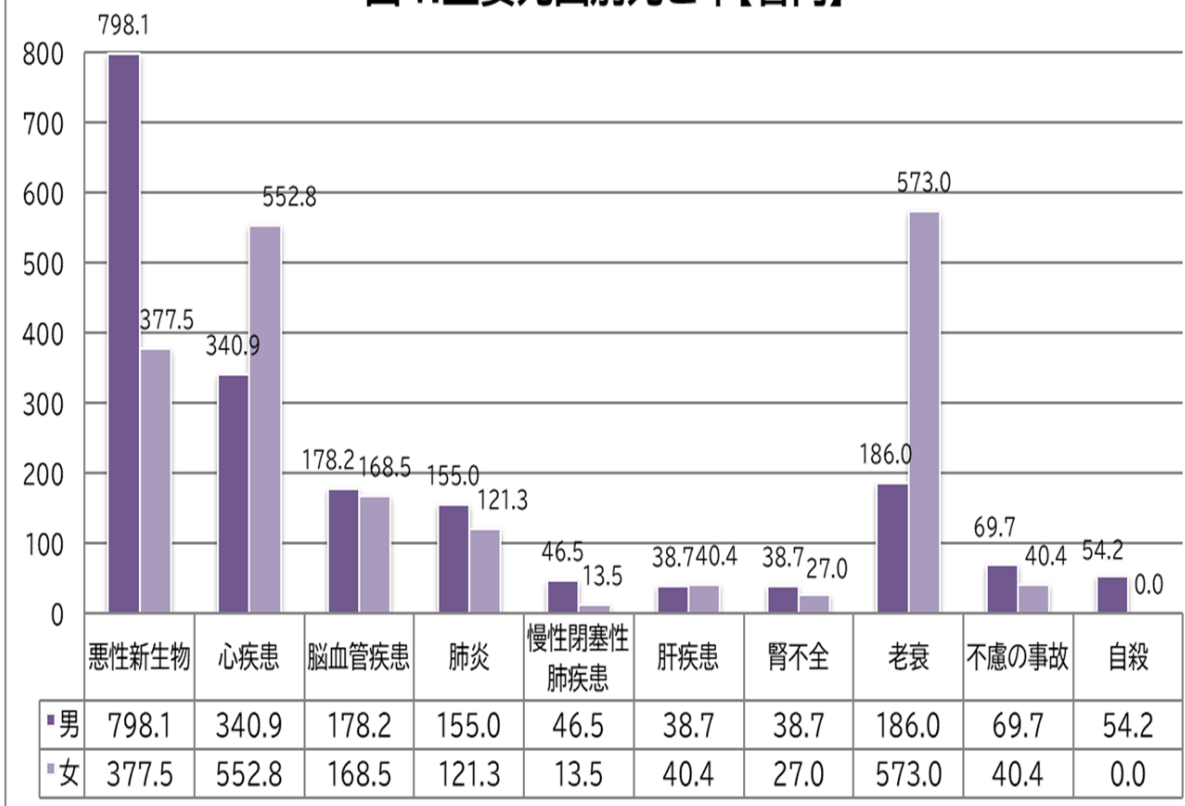


図4-1 主要死因別死亡率(尾鷲市)

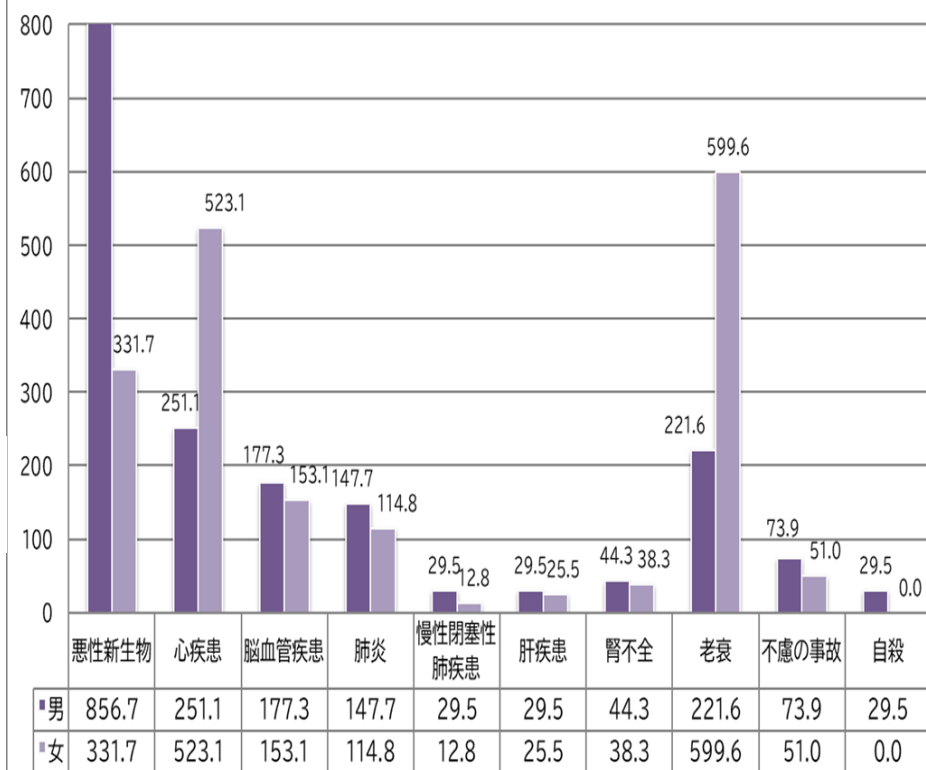
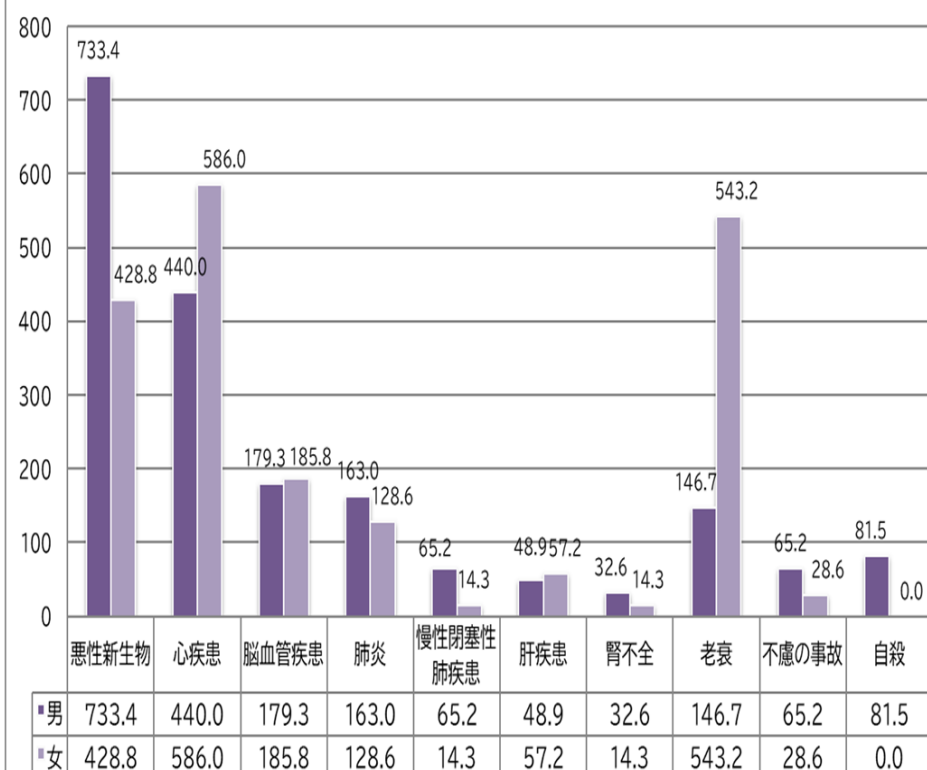


図4-2 主要死因別死亡率(紀北町)



(4) 悪性新生物部位別死亡者数

市町別	部位別	悪性新生物 総 数	食 道	胃	結 腸	直腸S状 結腸移行部 及び直腸	肝 及 び 肝 内胆管	胆のう及び その他の胆 道	膵	気管・気管 支及び肺	乳 房	子 宮	白血病	その他
管内	計	159	1	17	13	7	17	7	24	29	7	2	2	33
	男	103	1	13	9	4	10	6	16	20	0		1	23
	女	56	0	4	4	3	7	1	8	9	7	2	1	10
尾鷲市	計	84	1	10	6	2	8	7	12	16	1	2	1	18
	男	58	1	9	4	1	6	6	9	11	0		0	11
	女	26	0	1	2	1	2	1	3	5	1	2	1	7
紀北町	計	75	0	7	7	5	9	0	12	13	6	0	1	15
	男	45	0	4	5	3	4	0	7	9	0		1	12
	女	30	0	3	2	2	5	0	5	4	6	0	0	3

出典：人口動態調査(2024年)

図5-1. 悪性新生物部位別死亡割合【管内(男性)】

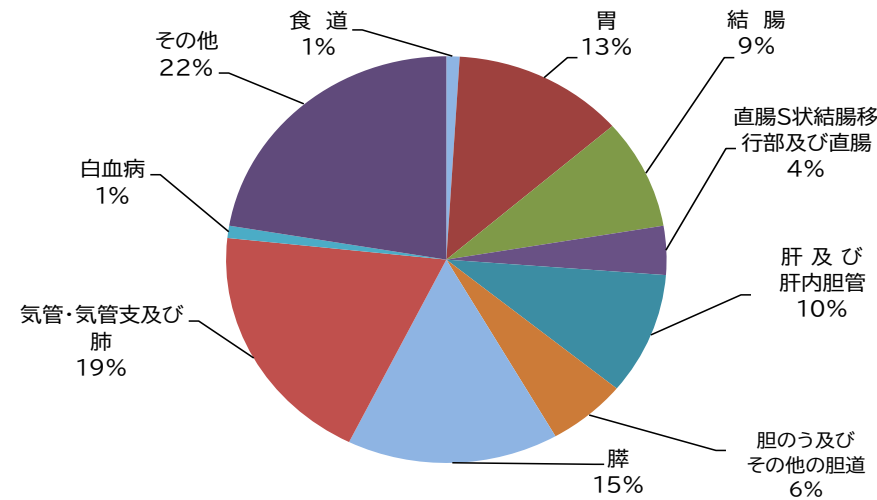
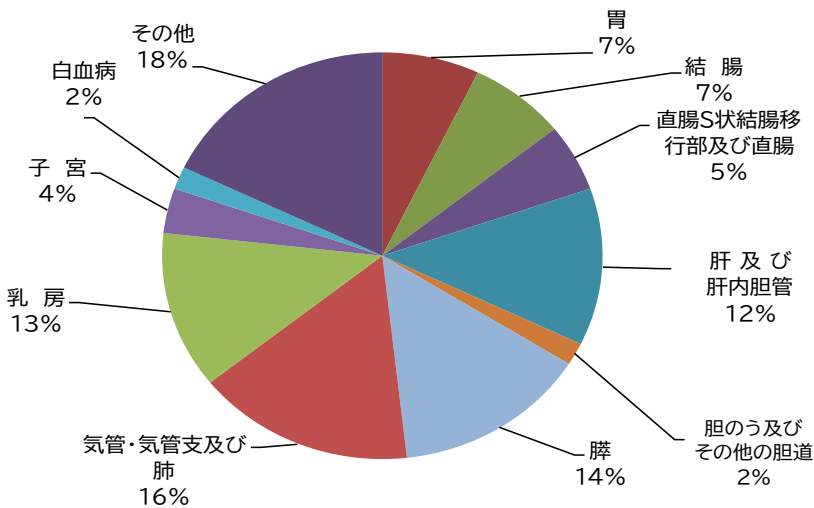


図5-2. 悪性新生物部位別死亡割合【管内(女性)】



強じんな美し国ビジョンみえ

みえ元気プランにおける事業概要

施策 2-1 地域医療提供体制の確保

○基本事業 2 医療分野の人材確保

(主担当:保健衛生室 総務企画課・健康増進課)

主な取組:保健医療分野の人材確保のため、看護学生の実習指導を実施します。また、地域保健活動推進のための人材の育成を行います。

1 医療関係者の免許申請状況

(単位:件)

	新規申請	書換申請	再交付申請
医師	1	1	—
歯科医師	—	—	—
薬剤師	2	—	—
保健師	1	—	—
助産師	—	1	—
看護師	5	6	—
臨床検査技師	2	—	—
診療放射線技師	—	—	—
衛生検査技師※		—	—
理学療法士	4	—	—
作業療法士	1	—	—
准看護師	4	1	—
管理栄養士	2	1	—
栄養士	—	1	2
計:	22	11	2

※衛生検査技師の新規申請は平成 22 年度末で終了

2 保健師活動状況

(1) 保健師配置状況

(単位:人)

所属	尾鷲市	紀北町	尾鷲保健所	その他	管内計
設置人数	6	6	4	5	21

(2) 人材育成

① 尾鷲管内統括保健師等会議の開催

ア 第1回

日 時:令和6年5月30日(木) 10:00~12:00

場 所:三重県尾鷲庁舎2階 201会議室

出席者:管内市町統括保健師、保健所保健衛生室長、健康増進課長、保健師業務担当者 5名

内 容:管内保健師の状況について

管内保健師研修会及び人材育成について

尾鷲保健所管内災害時保健活動マニュアルについて

情報交換

イ 第2回

日 時:令和6年10月2日(水) 9:30~11:00

場 所:三重県尾鷲庁舎2階 201会議室

出席者:管内市町統括保健師、保健所保健衛生室長、健康増進課長、保健師業務担当者 5名

内 容:尾鷲保健所管内災害時保健活動マニュアルについて

管内保健師等研修会について

ウ 第3回

日 時:令和7年2月26日(水) 10:00~12:00

場 所:三重県尾鷲庁舎2階 201会議室

出席者:管内市町統括保健師、保健所保健衛生室長、健康増進課長、保健師業務担当者 5名

内 容:今年度の振り返り及び次年度の計画について

尾鷲保健所管内災害時保健活動マニュアルについて

その他 情報共有等

② 尾鷲保健所管内保健師等研修会の開催

日 時:令和6年10月23日(水) 14:30~16:45

場 所:尾鷲庁舎2階 201会議室

出席者:市町福祉保健課、尾鷲保健所の保健師及び管理栄養士 17名

内 容:テーマ「災害時受援体制について」

尾鷲保健所管内災害時保健活動マニュアルについて

グループワーク及び話題提供

③ 保健所保健師の人材育成にかかるブロック別研修会

ア 第1回

日 時:令和6年10月30日(水) 13:30~16:00

場 所:三重県熊野庁舎5階 大会議室

出席者:尾鷲、熊野保健所の保健師 7名

(アドバイザー等3名、新任期保健師4名)

内 容:地域ケアシステム事業評価シートの検討
事例検討会

イ 第2回

日 時:令和7年2月5日(水) 13:30~15:30

場 所:三重県尾鷲庁舎2階 201会議室

出席者:尾鷲、熊野保健所の保健師 7名

(アドバイザー等3名、新任期保健師4名)

内 容:地域ケアシステム事業評価シートの検討
事例検討会

○基本事業 5 救急医療等の確保

(主担当:保健衛生室 総務企画課)

主な取組:医療の安全確保や医療に関する情報提供や相談対応、立入検査等を実施します。

1 東紀州地域尾鷲地区救急医療対策協議会の開催

(1) 東紀州地域尾鷲地区救急医療対策協議会の開催状況

紀北地域内の救急医療体制の充実強化を図るため、関係機関等が救急医療体制について協議し、地域の実情に即した体制の整備とその積極的な推進を行うとともに、感染症等の健康危機事案の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう関係機関の連絡・連携体制を確保することを目的として、開催しています。

構成員：紀北医師会、尾鷲歯科医師会、紀北薬剤師会、尾鷲市、紀北町、三重紀北消防組合、尾鷲総合病院、尾鷲警察署、尾鷲保健所

協議会を本会として、下部組織に一次救急医療対策部会、MC(メディカル・コントロール)協議会、感染症危機管理部会、災害医療対策部会を置いています。

2 救急告示病院

救急告示病院は、地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を考慮して認定しています。

(1) 救急告示病院

(令和4年度更新)

名称	所在地	電話番号
尾鷲総合病院	三重県尾鷲市上野町5番25号	0597-22-3111
長島回生病院	三重県北牟婁郡紀北町東長島2	0597-47-1651

3 医務

医療関係施設が、医療法等の医事衛生法規、その他関係法規に基づく基準に適合し、かつ、適正な管理、運営がなされることを目的に、立入検査、指導等を行います。

(1) 医療関係施設数

(単位:件)

	総数	病院	一般診療所		歯科診療所	助産所	施術所
			有床	無床			
管内(計)	77	3	0	32	16	0	26
尾鷲市	42	1	0	18	8	0	15
紀北町	35	2	0	14	8	0	11

(2) 病床数

(単位:床)

	総数	尾鷲市	紀北町
管内(計)	465 (295)	199 (56)	266 (239)
病院	465 (295)	199 (56)	266 (239)
一般診療所	0 (-)	0 (-)	0 (-)

※()は療養型病床群(内数)

(3) 医療関係従事者数

令和 6 年 12 月 31 日現在(単位:人)

		総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士
管内(計)		573	54	20	49	20	6	226	139	21	5
尾鷲市		329	31	9	29	12	6	138	69	9	1
紀北町		244	23	11	20	8	－	88	70	12	4
人口 10万対	管内	－	185.8	68.8	168.6	72.4	21.7	818.6	503.5	76.1	18.1
	三重県	－	252.3	65.3	207.1	54.9	30.7	1142.7	226.4	139.2	26.1
	全国	－	274.7	84.2	259.1	51.3	31.3	1101.1	188.2	120.8	25.6

出典:医師、歯科医師、薬剤師数(人口 10 万対含む):令和 4 年医師・歯科医師・薬剤師統計より

その他の医療従事者数:令和 6 年医療従事者届(県集計)より

その他の医療従事者数(人口 10 万人対):【三重県、全国】令和 6 年度衛生行政報告例より

【管内】管内(計)／市町別推計人口(令和 6 年 12 月 1 日)

※令和 4 年医師・歯科医師・薬剤師統計より医師、歯科医師、薬剤師従事者数は医療施設の従事者数から総数に変更しました。

(4) 立入検査状況(津保健所兼務職員により実施)

(単位:件、%)

	対象施設数	立入検査実施数	実施率
病院	3	3	100
診療所	医科	1	8.3
	歯科	3	

※対象施設数は、令和 7 年 3 月 31 日現在です。

※診療所の立入検査については、概ね 5 年で一巡することを目標にしています。

施策 2-2 感染症対策の推進

○基本事業1 感染予防のための普及啓発の推進

(主担当:保健衛生室 健康増進課)

主な取組:感染症予防に向けた啓発や発生に関する情報提供を行うことで、県民一人ひとりが感染症に対する正しい理解を深め、感染症の拡大防止につなげます。

1 感染症予防

各種感染症の予防対策と防疫対策の確立を図り、患者発生の防止に努めます。

(1) 感染症発生状況

(単位:件)

分類	疾患名	発生件数
一類	—	0
二類	結核	5
三類	—	0
四類	—	0
五類(定点除く)	侵襲性肺炎球菌感染症	4

※新型コロナウイルス感染症は除く。

(2) 行政検査等実施状況

(単位:件)

区分	検査項目	検査数
行政検査	結核	2
病原体検査	腸管出血性大腸菌感染症	0
	日本紅斑熱	0

※新型コロナウイルス感染症は除く。

(3) 感染症発生動向調査事業(感染症サーベイランス)

感染症法に基づき医療機関の協力を得て、感染症の患者発生状況、病原体検索結果等を、インターネットを利用したコンピューターシステムにより迅速に収集、分析、提供、公開することにより、感染症のまん延防止に努めます。

○基本事業 2 感染症危機管理体制の整備

(主担当:保健衛生室 健康増進課)

主な取組:新型インフルエンザや新たな感染症等、発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、医療機関や消防、警察、行政機関等の地域の関係機関で構成される感染症危機管理ネットワーク会議等を活用し、関係機関と連携しながら、感染拡大のフェーズに応じた体制整備や役割分担の明確化に取り組みます。

1 感染症の拡大防止対策の推進

感染症健康危機発生時に迅速かつ的確に対処するため、東紀州地域尾鷲地区救急医療対策協議会感染症危機管理部会を開催して、関係機関とのネットワークの強化に努めます。

(1) 感染症危機管理部会

日 時:令和 6 年 12 月 5 日(木) 15:00~16:00

場 所:三重県尾鷲庁舎 5 階 大会議室

議 題:(1)感染症発生状況について

(2)尾鷲総合病院での性感染症の発生動向について

講師 尾鷲総合病院 感染対策室 感染管理者 岡看護師

(3)健康危機対処計画及び新型インフルエンザ対策行動計画改定作業について

所属機関:紀北医師会、尾鷲歯科医師会、紀北薬剤師会、尾鷲総合病院、三重紀北消防組合、尾鷲警察署、尾鷲市、紀北町、尾鷲保健所

○基本事業 3 感染症対応のための相談・検査の推進

(主担当:保健衛生室 健康増進課)

主な取組:HIV、梅毒、肝炎に対し、無料検査を実施するとともに、検査の必要な人が適切な時期に検査を受検できるよう、啓発を行います。また、保健所等での相談体制の強化を図り、陽性者が安心して治療ができる体制の整備を進めます。

1 結核対策

結核患者数は減少してきているものの、高齢者における減少傾向の鈍化や、治療が困難な多剤耐性菌の発生、ハイリスクグループにおける感染拡大など、未だに多くの課題を抱えています。

管内においても、結核の感染防止や患者の早期発見、さらに接触者検診及び患者管理の徹底を図り、対策強化に努めます。

(1) 結核患者登録状況

① 活動性分類別結核登録者数

令和6年12月31日現在(単位:人)

活動性 分類別 市町名	合計	活動性肺結核				肺外 結核 活動性	非活動 性	不明	潜在性結核 感染症 (別掲)	
		登録時喀痰塗沫陽		その他 菌陽性	菌陰性				治療中	観察中
		初回 治療	再治療							
尾鷲市	4	0	0	1	0	1	2	0	0	0
紀北町	7	0	0	1	0	0	5	1	0	0
計	11	0	0	2	0	1	7	1	0	0

② 年齢階級別結核登録患者数

令和6年12月31日現在(単位:人)

年齢	登録患者数								
	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70以上	計
尾鷲市	0	0	0	0	0	1	0	3	4
紀北町	0	0	3	1	0	0	0	3	7
計	0	0	3	1	0	1	0	6	11

③ 結核新登録患者数の推移

(単位:人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	尾鷲市	2	2	3	1	3
	紀北町	4	0	6	1	3
	計	6	2	9	2	6

④ 結核り患率の推移

(単位:%)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
尾鷲市	12.4	12.6	19.4	6.7	13.7
紀北町	27.8	0.0	43.5	7.4	22.8
管内計	19.7	6.7	30.8	7.0	18.0
三重県	9.9	8.4	8.0	8.8	9.5
全国	10.1	9.2	8.2	8.1	8.1

⑤ 結核有病率の推移

令和6年12月31日現在(単位:%)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
尾鷲市	6.2	25.2	13.0	6.7	13.7
紀北町	13.9	21.1	36.2	7.4	7.6
管内計	9.8	23.3	24.0	7.0	10.8
三重県	7.4	5.6	5.8	6.1	6.5
全国	6.8	6.2	5.4	5.5	5.4

(2) 管理・接触者健診実施状況

(単位:人)

	受診者数	X線直接撮影	QFT	ツ反応検査	BCG	喀痰	要注意者数	潜在性結核感染	発見患者数
家族	0	0	0	0	0	0	0	0	0
接触者	2	0	2	0	0	0	0	0	0
管理検診	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	2	0	0	0	0	0	0

(3) 感染症診査協議会診査状況

① 感染症予防法第37条医療公費負担状況(保険種別)

(単位:件)

区分	被用者保険		国民健康保険			後期高齢	生保	計
	本人	家族	一般	退職本人	退職家族			
申請	0 (0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0 (0)	0(0)	0(0)

※()内は新規

② 感染症予防法第37条の2医療公費負担状況(保険種別)

(単位:件)

区分	被用者保険		国民健康保険			後期高齢	生保	計
	本人	家族	一般	退職本人	退職家族			
申請	4(2)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	7(5)
承認	4(2)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	7(5)

※()内は新規

(4) 定期結核健康診断・予防接種実施状況

(単位:人)

	対象者	受診者	BC G 接 種	胸部レントゲン検査			結核 患者
				異常なし	要精密	計	
事業者	1,586	1,564	—	1,530	34	1,564	0
学校長	146	146	—	146	0	146	0
施設の長	478	467	—	441	26	467	0
市 町	6カ月まで	72	72	—	—	—	—
	65歳以上	16,414	1,381	—	1,381	0	1,381

(5) 住民結核検診受診状況の推移

(単位:人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
尾鷲市	404	384	384	545	817
紀北町	929	967	1,009	1,243	564
計	1,333	1,351	1,393	1,788	1,381

(6) 結核対策特別促進事業

結核患者の治療の完遂と確実な治癒を目指し、入院医療機関、退院後の通院医療機関および地域の各支援機関と連携しながら直接服薬確認(DOTS)に取り組めます。

① 結核患者服薬支援(DOTS)

ア 結核病床を有する医療機関とのDOTSカンファレンス出席回数 1回

イ 訪問、郵送DOTS

(ア)入院患者訪問面接の実施 2名

(イ)地域DOTSの実施 8名

<内訳> *途中でDOTSタイプの変更があるため重複あり。

院内DOTS 1名(延 0件)

訪問DOTS 6名(延 31件)

外来DOTS 1名(延 4件)

ウ 結果(令和7年3月31日時点)

(ア)治療完了 4名

(イ)治療継続中 4名

② 相談対応

ア 来所相談 0 件

イ 電話相談 0 件

ウ 訪 問 0 件

2 特定感染症等対策

(1) エイズ相談及び検査状況

(単位:件)

相談件数		検査件数	
電話	来所	スクリーニング検査	確認検査
16	2	2	0

(2) エイズ予防啓発活動

① HIV検査普及週間(6月1日～7日)

ア 啓発ポスターの掲示、啓発パンフレット・リーフレット・グッズの設置

日 時: 令和6年5月27日(月)～6月7日(金)

場 所: 三重県尾鷲庁舎

イ 報道機関への資料提供

② 世界エイズデー(12月1日)

ア 街頭普及啓発

日 時: 令和6年11月27日(水) LHR

場 所: 三重県立尾鷲高等学校各クラス

内 容: 11/27(水)に各クラスの保健委員より啓発物品を配布。

イ 啓発ポスターの掲示、啓発パンフレット・リーフレット・グッズの設置

日 時: 令和6年11月18日(月)～12月5日(木)

場 所: 三重県尾鷲庁舎

ウ 啓発ポスターの掲示

日 時: 令和6年11月29日(金)～12月13日(金)

場 所: 尾鷲駅、ファミリーマート(5店舗)、コメダ珈琲尾鷲店、マクドナルド42号尾鷲店

エ 報道機関への資料提供

③ 三重県立尾鷲高等学校文化祭

日 時: 令和6年9月28日(土) 8:30～12:00

場 所: 三重県立尾鷲高等学校

内 容: 啓発ポスターの掲示、啓発パンフレット・リーフレット・グッズの設置、クイズラリー

(3) 肝炎ウイルス医療機関委託検査事業

医療機関に対して肝炎ウイルス検査の委託を行い、無料の肝炎ウイルス検査を実施します。

受診券交付件数 0 件

(4) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業

対象者に対して、保健所が本人の同意を得た上で年に1回、医療機関の受診状況や診療状況を確認するとともに、未受診の場合は、必要に応じて受診を推奨します。

フォローアップ件数 1 件

(5) 風疹抗体検査事業

先天性風しん症候群の防止のため、妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者等を対象に委託医療機関で、風しん検査を実施します。

風しん抗体検査受診券発行数 5 件

施策 2-4 健康づくりの推進

○基本事業 1 望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進

(主担当:保健衛生室 健康増進課)

主な取組:健康寿命の延伸に向けて、生活習慣の改善を図るとともに、糖尿病等の生活習慣病について、発症や重症化を予防するための取組を推進し、企業、関係機関・団体、市町等と連携し、社会全体で健康づくりに取り組みます。

1 健康づくり

(1) 健康づくり総合推進事業

三重の健康づくり基本計画(第2次)のライフステージに応じた推進として、地域で開催されるイベントや様々な機会を活用し、健康づくりの主要要素である栄養・運動・休養の啓発を主軸とした生活習慣病予防及び重症化予防を推進します。

① 地域・職域連携推進協議会

メンタルヘルス対策のための知識や情報提供、課題の共有など情報交換を実施します。

日 時:令和 7 年 2 月 10 日(月) 14:40~16:00

場 所:尾鷲庁舎 大会議室

出席者:24 名

内 容:尾鷲保健所の取組について

市町自殺対策計画の進捗状況について

グループワーク(各関係機関の取組と地域課題について)

講義「三重県の自殺の現状と支援のポイント」

② 三重とこわかマイレージ事業

市町、企業とともに社会全体で健康づくりを応援する環境づくりに取り組みます。

ア マイレージ取組協力事業所数(従業員や県民に健康づくり取組メニューを提供する事業所)

管内認定事業所 21 件

イ マイレージ特典協力店数

管内認定店舗 24 店

ウ たばこ対策

喫煙対策の一環として、地域住民に対して啓発活動等を行い、たばこについての意識づけを図るとともに、改正健康増進法の周知を図り受動喫煙対策に取り組みます。

(ア)改正健康増進法の周知

(イ)喫煙可能室設置届出数

新規 0 件 (延べ 85 件)

変更 0 件 (延べ 0 件)

廃止 0 件 (延べ 1 件)

(ウ)受動喫煙対策相談、通報対応

相談 4 件

通報 0 件

エ 歯科保健対策

口腔衛生意識の向上と歯科疾患に対する予防活動として、尾鷲高校文化祭や庁内で啓発を実施します。

オ 啓発

(ア)尾鷲高校文化祭

日 時:令和 6 年 9 月 28 日(土)

場 所:三重県立尾鷲高等学校

対 象:尾鷲高校生、保護者、教師等

内 容:啓発用ポスターの掲示、健康づくり関係資料の展示、啓発物品の配布

(イ)健康づくり応援の店

日 時:令和 6 年 6 月、令和 7 年 3 月

場 所:健康づくり応援の店 19 店

対 象:健康づくり応援の店を利用する一般住民

内 容:健康づくり関係パンフレット、啓発物品の配布

カ 全国統一取組週間・月間での取組

名称	実施日	内容
世界禁煙デー及び禁煙週間	令和 6 年 5 月 22 日～6 月 7 日	庁舎ロビーにて ポスター掲示 パンフレット配布
歯と口の健康週間	令和 6 年 6 月 9 日～23 日	
食育月間	令和 6 年 6 月 9 日～23 日	
健康増進普及月間	令和 6 年 9 月 1 日～29 日	
がん征圧月間	令和 6 年 9 月 3 日～27 日	
がん検診受診率 50%達成に向けた集中キャンペーン	令和 6 年 10 月 11 日～31 日	
いい歯の日及び 8020 推進月間	令和 6 年 11 月 1 日～15 日	
世界糖尿病デー	令和 6 年 11 月 1 日～15 日	
女性の健康週間	令和 7 年 2 月 26 日～3 月 8 日	
世界腎臓デー	令和 7 年 2 月 26 日～3 月 10 日	

2 保健栄養指導

(1) 健康食育推進事業

県民が健康的な食生活を実践できるように、市町や関係機関との協働による食生活改善の推進、情報発信などを行いました。

① 野菜フル350推進事業

食生活の現状は、すべての世代で野菜の摂取が不足しています。

そこで、地域で食育に携わる人と一緒に、栄養バランスのとれた健康的な食生活が送れるよう、1日の野菜摂取の目標を350gとして、野菜摂取の増加を推進するための具体的な提案をします。

ア 協働啓発等

(ア)食育月間(6月)

日時:令和6年6月9日～23日

場所:尾鷲庁舎ロビー

対象:一般県民

内容:ポスター掲示、パンフレット、啓発品の配布

(イ)健康増進普及月間及び食生活改善普及運動(9月)

日時:令和6年9月1日～29日

場所:尾鷲庁舎ロビー

対象:一般県民

内容:ポスターの掲示、パンフレット、啓発品の配布

(ウ)尾鷲高校文化祭

日時:令和6年9月28日(土)

場所:三重県立尾鷲高等学校

対象:尾鷲高校生、保護者、教師等

内容:フードモデルの展示、食事バランスのリーフレットの配布

(エ)健康づくり応援の店

日時:令和6年6月、令和7年3月

対象:健康づくり応援の店を利用する一般住民

内容:野菜を食べようパンフレット・啓発物品の配布

イ 健康づくり応援の店事業

健康に配慮した食事や健康づくりに関する適切な情報を提供する飲食店を「健康づくり応援の店」として登録及び更新し、飲食店を通じた県民への健康情報の発信を行います。

(ア)管内登録店舗数 19 店

(イ)新規登録店舗数 0 店

(2) 栄養施行事務事業

① 給食施設指導

健康増進法、健康増進法施行細則に基づき、給食施設指導を実施するとともに、給食施設関係の資質向上を目指した研修会を開催します。

ア 給食施設巡回指導等(指導、助言含む延べ回数)

(単位:件)

	対象施設	巡回指導	来所・電話指導
知事指定施設	0	0	0
特定給食施設	11	2	0
一般給食施設	29	8	1

イ 給食施設従事者研修会

日 時:令和 7 年 2 月 18 日(火)13:30~15:30

場 所:尾鷲庁舎 3 階 301 会議室会議室

参加者:11 名

内 容:講演「高齢者の栄養管理の充実に向けて」

講師 熊野病院 栄養科 課長 下田 淑子氏
グループワーク (情報交換会)

② 栄養相談指導事業

栄養相談のニーズに応じて個別に栄養指導を行います。

(単位:件)

対象	妊産婦	乳幼児	20 歳未満	20 歳以上
件数	0	0	0	0

③ 栄養表示等の指導支援

健康増進法に基づいた虚偽誇大広告および食品表示法(保健事項)の相談・指導を行います。

ア 個別相談・指導件数

(単位:件)

虚偽誇大	食品表示(保健事項)
1	9

イ 集団指導件数 0回

④ 人材育成・支援

地域における食生活改善や食環境整備の推進のために、市町栄養士、尾鷲食生活改善推進連絡協議会の活動を支援します。

また、管理栄養士の人材育成のため、地域栄養活動等の実際に触れて学ぶ機会を提供し、管理栄養士養成施設学生の臨地実習を実施します。

ア 市町栄養士活動支援 (対象:尾鷲保健所管内行政栄養士 2名)

(ア)管内公衆栄養業務連絡会

第1回(熊野保健所との合同実施)

日 時:令和6年7月8日(月) 14:00~16:30

内 容:情報交換会

第 2 回

日 時:令和 6 年 12 月 18 日(水) 14:00~16:00

内 容:尾鷲保健所管内災害時保健活動マニュアルの見直しについて
受援体制の整備に向けて検討

第 3 回

日 時:令和 7 年 3 月 4 日(火)14:00~16:00

内 容:尾鷲保健所管内災害時保健活動マニュアルのアクションカード作成について
まとめ及び来年度事業について

(イ)尾鷲食生活改善推進連絡協議会活動支援(尾鷲食生活改善推進連絡協議会理事会)

・尾鷲食生活改善推進連絡協議会総会での講演実施

日 時:令和6年4月24日(水)10:00~11:00

場 所:尾鷲庁舎5階 大会議室

参加者:24名

内 容:講演「災害時の食支援について」

(ウ)管理栄養士臨地実習指導の支援

対 象:鈴鹿医療科学大学 4名、近畿大学1名、帝塚山大学1名

期 間:令和5年9月24日(火)~9月28日(土)

内 容:市町事業参加、啓発活動、課題取組、発表、反省会

○基本事業 3 難病対策の推進

(主担当:保健衛生室 健康増進課)

主な取組:難病指定医及び指定医療機関の確保により、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、地域の医療機関等の連携による医療提供体制の充実に取り組みます。また、難病患者等の療養生活の質の向上を図るため、生活・療養相談、就労支援を行います。

1 難病対策

(1) 難病在宅ケア事業

難病患者及びその家族が、病気をもちながらも安心して療養生活が送れるまちづくりをめざし、地域の支援体制を整えていきます。

① 面接相談及び電話相談

特定医療費受給者証交付申請時等に患者および家族に面接し、病気や医療及び療養生活等について相談を行い、療養上の不安の軽減を図るとともに必要な患者に保健師の訪問等に繋がります。また、随時、支援関係者の来所相談や電話相談に対応します。

【相談対応件数】

()は実数

対応	尾鷲市	紀北町	総数
面接相談延件数	5(5)	7(7)	12(12)
電話相談延件数	0(0)	8(3)	8(3)

② 家庭訪問

重症かつ支援ニーズの高い患者を中心に家庭訪問を行い、患者及び家族の抱える課題やニーズを把握し、それに応じたサービスを調整・提供することにより療養生活の充実を支援します。

【疾患別訪問件数】

()は実数

疾患名	尾鷲市	紀北町	総数
筋萎縮性側索硬化症	0(0)	7(2)	7(2)
多系統萎縮症	0(0)	0(0)	0(0)

(2) 難病対策治療研究事業

① 特定医療費(指定難病)研究事業

「難病の患者に対する医療に関する法律」に基づき、発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない疾病であり、長期の療養を必要とする難病患者の医療費の一部を公費負担することにより患者の医療負担を軽減し、治療の促進を図ります。

【特定医療費(指定難病)受給者数】

(単位:人)

疾患番号	疾患名	尾鷲市	紀北町	計
1	球脊髄性筋萎縮症	0	1	1
2	筋萎縮性側索硬化症	1	3	4
5	進行性核上性麻痺	2	4	6
6	パーキンソン病	21	23	44
7	大脳皮質基底核変性症	1	1	2
11	重症筋無力症	4	7	11
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	2	4	6
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	0	1	1
16	クロウ・深瀬症候群	1	0	1
17	多系統萎縮症	3	6	9
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	2	1	3
19	ライソゾーム病	0	1	1
22	もやもや病	2	2	4
23	プリオン病	1	0	1
26	HTLV-1 関連脊髄症	1	0	1
28	全身性アミロイドーシス	0	1	1
30	遠位型ミオパチー	1	0	1
34	神経線維腫症	1	1	2
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1	1	2
40	高安動脈炎	0	1	1
41	巨細胞性動脈炎	1	0	1
43	顕微鏡的多発血管炎	1	2	3
44	多発血管炎性肉芽腫症	1	1	2
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	0	1	1
46	悪性関節リウマチ	3	4	7
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	0	1	1
49	全身性エリテマトーデス	12	6	18
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	3	7	10
51	全身性強皮症	5	4	9
52	混合性結合組織病	2	0	2
53	シェーグレン症候群	2	1	3

54	成人スチル病	0	1	1
55	再発性多発軟骨炎	0	1	1
56	ベーチェット病	1	0	1
57	特発性拡張型心筋症	4	5	9
58	肥大型心筋症	1	0	1
60	再生不良性貧血	1	2	3
61	自己免疫性溶血性貧血	1	1	2
63	特発性血小板減少性紫斑病	1	0	1
66	IgA腎症	1	0	1
67	多発性嚢胞腎	1	4	5
68	黄色靱帯骨化症	1	2	3
69	後縦靱帯骨化症	11	13	24
70	広範脊柱管狭窄症	2	0	2
71	特発性大腿骨頭壊死症	3	1	4
72	下垂体性ADH分泌異常症	0	2	2
75	クッシング病	1	0	1
78	下垂体前葉機能低下症	1	1	2
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0	1	1
83	アジソン病	0	1	1
84	サルコイドーシス	0	2	2
85	特発性間質性肺炎	9	9	18
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	0	1
90	網膜色素変性症	3	2	5
93	原発性胆汁性胆管炎	2	2	4
95	自己免疫性肝炎	0	1	1
96	クローン病	5	3	8
97	潰瘍性大腸炎	16	24	40
113	筋ジストロフィー	0	4	4
115	遺伝性周期性四肢麻痺	1	0	1
116	アトピー性脊髄炎	1	0	1
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	0	1
140	ドラベ症候群	1	0	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	0	1	1
222	一次性ネフローゼ症候群	2	1	3
235	副甲状腺機能低下症	0	1	1
245	プロピオン酸血症	1	0	1
271	強直性脊椎炎	2	0	2

288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	0	1
300	IgG4 関連疾患	0	1	1
306	好酸球性副鼻腔炎	0	5	5
316	カルニチン回路異常症	0	1	1
	計	150	177	327

※尾鷲保健所管内で受給者数なしの疾患は記載していない。

③ 特定疾患治療研究事業

「難病の患者に対する医療に関する法律」施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされていた特定疾患のうち、「難病の患者に対する医療に関する法律」に基づく支給対象となる指定難病以外の疾患(スモン、重症度急性膵炎等)について医療費の助成を行います。

※尾鷲保健所管内は受給者なし

④ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子欠乏症として指定された 11 疾患について、公費負担することにより患者の医療負担を軽減し、治療の促進を図ります。

【先天性血液凝固因子障害医療受給者数】

(単位:人)

疾患名	尾鷲市	紀北町	計
第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)	2	1	3

⑤ 肝炎治療特別促進事業

国内最大級の感染症とも言われるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療(インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療)によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患です。しかしながら、これらの抗ウイルス治療は医療費が高額で患者の負担が大きいことから、これらの抗ウイルス治療に係る医療費を助成することで、治療を促進し、肝炎ウイルスの感染防止及び肝硬変、肝がんの予防、ひいては県民の健康の保持、増進を図ることを目的とします。

【肝炎治療受給承認件数】

(単位:人)

治療内容	尾鷲市	紀北町	計
核酸アナログ製剤治療	7	9	16
インターフェロン治療	0	0	0
インターフェロンフリー治療	0	3	3

⑥ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業は、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療効果や患者の生命予後を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的とし、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因する肝がん又は重度肝硬変の患者の入院・通院治療費の一部を公費で助成する制度です。

【肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者数】

(単位:人)

尾鷲市	紀北町	計
0	0	0

2 原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾により被爆し、今なお特別な状況にある者に対して、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき手当ての支給等の措置を講じるとともに、その福祉の向上を図るため、健康診断及び医療費助成を行い、健康の保持推進を図ります。

(1) 被爆者健康手帳交付

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者健康手帳を交付します。

【被爆者健康手帳所持者数】

(単位:人)

尾鷲市	紀北町	計
0	0	0

(2) 健康診断

被爆者健康手帳所持者に対し、毎年無料で健康診断を実施するとともに、必要と認めるときは受診者に対して指導を行います。

【定期・定期外健康診断受診者数】

(単位:人)

区分 市町名	定期		定期外	
	第1回	第2回	第1回	第2回
尾鷲市	1	0	0	0
紀北町	0	0	0	0
計	1	0	0	0

【がん検診受診状況受診者数】

(単位:人)

区分 市町名	胃がん 検診	肺がん 検診	乳がん 検診	子宮がん 検診	多発性骨髄 腫検診	大腸がん 検診
尾鷲市	0	0	0	0	0	0
紀北町	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

(3) 各種手当等

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、各種手当を支給します。

【各種手当受給者数】

(単位:人)

区分 市町名	医療特別 手当	特別手当	健康管理 手当	保健手当	介護手当	原爆小頭 症手当	葬祭料
尾鷲市	0	0	2	0	0	0	1
紀北町	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	2	0	0	0	1

施策 3-4 食の安全 ・ 安心と暮らしの衛生の確保

○基本事業 1 食品と生活衛生営業施設等の衛生確保

(主担当:保健衛生室 衛生指導課)

主な取組:食品の製造から消費に至る一貫した監視指導体制や食品事業者の自主管理体制を整備し、食品の安全・安心の確保を図るとともに、関係機関と連携して、理容所、美容所、公衆浴場などの生活衛生営業者の衛生水準の向上を図ります。

1 食品衛生

令和 6 年度三重県食品監視指導計画に基づき、尾鷲保健所食品衛生監視指導計画を定め、関係部局と連携しながら監視指導及び検査の強化を図ります。

また、監視指導や講習会を通じて食品関連業者が自ら行う衛生管理の推進と消費者の食品衛生に関する正しい知識の普及を図ります。

(1) 食品関係営業施設数

※ 掲載方法の変更について

食品衛生法の改正により、令和 3 年 6 月 1 日から新たな営業許可・営業届出制度が施行されました。これに伴い、食品営業施設数の統計は「旧食品衛生法に基づく営業許可」、「改正食品衛生法に基づく営業許可」及び「改正食品衛生法に基づく営業届出」に分類して掲載します。

① 旧食品衛生法に基づく営業許可施設

(単位:件)

		営業 施設数	営業許可施設数		廃業 施設数	調査・ 監視指導 施設数
			継続	新規		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	45	0	0	28	21
	仕出し屋・弁当屋	7	0	0	1	1
	旅館	20	0	0	7	7
	その他	91	0	0	60	34
菓子(パンを含む。)製造業		21	0	0	12	12
乳処理業		0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0
乳製品製造業		0	0	0	0	0
集乳業		0	0	0	0	0

魚介類販売業	9	0	0	23	10
魚介類競り売り営業	4	0	0	0	6
魚肉練り製品製造業	0	0	0	0	0
食品の冷凍または冷蔵業	7	0	0	3	3
かん詰またはびん詰食品製造業 (上記及び下記以外)	0	0	0	0	0
喫茶店営業	3	0	0	0	0
(再掲)自動販売機	1	0	0	0	0
あん類製造業	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	4	0	0	1	1
食肉処理業	0	0	0	1	3
食肉販売業	5	0	0	6	11
食肉製品製造業	0	0	0	0	0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0
みそ製造業	1	0	0	0	1
しょうゆ製造業	1	0	0	0	1
ソース類製造業	1	0	0	1	1
酒類製造業	0	0	0	0	0
豆腐製造業	0	0	0	0	0
納豆製造業	0	0	0	0	0
麺類製造業	3	0	0	2	1
そうざい製造業	10	0	0	10	2
添加物(法第13条第1項の規定により規格 が定められたものに限る。)製造業	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	2	0	0	2	0
氷雪製造業	5	0	0	0	5
計	239	0	0	157	120

② 改正食品衛生法に基づく営業許可施設

(単位:件)

	営業 施設数	営業許可施設数		廃業 施設数	調査・ 監視指導 施設数
		継続	新規		
飲食店営業	343	0	177	87	176
調理の機能を有する自動販売機	0	0	0	0	0
食肉販売業	11	0	4	0	9
魚介類販売業	37	0	13	1	43
魚介類競り売り営業	2	0	0	0	2
集乳業	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0
食肉処理業	3	0	1	0	2
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
菓子製造業	46	0	14	1	30
アイスクリーム類製造業	1	0	0	0	1
乳製品製造業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	4	0	2	0	2
食肉製品製造業	0	0	0	0	0
水産製品製造業	57	0	25	1	40
氷雪製造業	2	0	0	0	0
液卵製造業	1	0	0	0	0
食用油脂製造業	1	0	0	0	1
みそ又はしょうゆ製造業	2	0	0	0	0
酒類製造業	0	0	0	0	0
豆腐製造業	0	0	0	0	0
納豆製造業	0	0	0	0	0
麺類製造業	2	0	0	0	0
そうざい製造業	25	0	8	0	13
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	0	0	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0
漬物製造業	21	0	14	0	20
密封包装食品製造業	3	0	1	0	1
食品の小分け業	1	0	1	0	1
添加物製造業	1	0	0	0	0
計	563	0	260	90	341

③ 改正食品衛生法に基づく営業届出施設

(単位:件)

		営業 施設数	監視 指導 施設数
旧許可業種であ った営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	22	2
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	8	2
	乳類販売業	13	1
	氷雪販売業	3	2
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	15	0
販売業	弁当販売業	3	0
	野菜果物販売業	8	3
	米穀類販売業	6	0
	通信販売・訪問販売による販売業	0	0
	コンビニエンスストア	10	7
	百貨店、総合スーパー	15	17
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗 浄・屋内設置)を除く。)	9	0
	その他の食料・飲料販売業	79	14
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第 13 条第 1 項の規定により規 格が定められた添加物の製造を除く。)	0	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	4	1
	農産保存食料品製造・加工業	11	4
	調味料製造・加工業	5	1
	糖類製造・加工業	0	0
	精穀・製粉業	1	1
	製茶業	1	1
	海藻製造・加工業	7	0
	卵選別包装業	1	3
	その他の食料品製造・加工業	12	2
上記以外のもの (改正法による改 正後の法第 68 条第 3 項におい て準用されるも のを含む。)	行商	6	0
	集団給食施設	37	4
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された 器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	2	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみ なされないもの	0	0
	その他	4	1
計		282	66

(2) 食品衛生法の監視状況

(単位:施設、件、%)

区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
Aランク施設	対象施設数(A)	6	6	11
	目標	1 回/年	1 回/年	1 回/年
	目標監視件数	6	6	11
	監視実績(B)	14	9	11
	監視率(B/A)	233	150	100
Bランク施設	対象施設数(A)	39	34	33
	目標	設定なし	設定なし	1 回/2 年
	目標監視件数	—	—	17
	監視実績(B)	22	8	10
	監視率(B/A)	56.4	23.5	30.3
Cランク施設	対象施設数(A)	738	731	735
	目標	設定なし	設定なし	1 回/5 年
	目標監視件数	—	—	147
	監視実績(B)	356	333	436
	監視率(B/A)	48.2	45.6	59.3
Dランク施設	対象施設数(A)	257	278	318
	目標	設定なし	設定なし	設定なし
	目標監視件数	—	—	—
	監視実績(B)	46	47	66
	監視率(B/A)	17.9	16.9	20.8

※施設ランクは、食中毒の発生リスク、取り扱う食品の流通の広域性、製造量などを考慮して、重要度に応じて分類しており、監視指導を行う際の指標にしています。

※監視実績には、改正食品衛生法に基づく新たな営業許可・営業届出制度の施行日以前(令和 3 年 5 月 31 日まで)に適用されていた営業許可施設及び旧三重県食品衛生規則に基づく届出施設の実績も含めています。

(3) 食品衛生啓発活動

食品衛生月間(8 月 1 日～31 日)に庁舎ロビーでポスターの掲示、パンフレット等の啓発資材を配布し、家庭における食中毒予防の呼びかけを実施します。

(4) 食品等の収去試験結果

(単位:件、%)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
検体数	51	114	123
不適検体数	4	1	4
不適合率(%)	7.84	0.88	3.25

(5) 食中毒の発生件数と患者数の状況

(単位:件、人)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
発生件数	0	2	0
患者数	0	41	0

(6) 食品苦情対応(処分)等の件数

(単位:件)

区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
食品 苦情	有症苦情受付件数	7	4	6
	食品苦情受付件数	5	2	6
	計	12	6	12
処分等	口頭での指導	3	4	3
	指示書の交付	0	0	0
	報告書等の提出	1	0	0
	行政処分	0	2	0
	計	4	6	3

(7) 講習会等開催回数及び参加人数

(単位:回、人)

区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
講習会開催回数(合計)		23	20	18
(内訳)	食品衛生に関すること	(23)	(20)	(18)
	食品表示に関すること	(21)	(15)	(16)
参加人数(合計)		226	297	271
(内訳)	食品衛生に関すること	(226)	(297)	(271)
	食品表示に関すること	(198)	(223)	(246)

(8) 製菓衛生師試験受験者及び合格者数

申込書提出者 1 名

受験者数 1 名

合格者数 0 名

※調理師試験は、令和 2 年度より指定試験機関に委任しています。

(9) ふぐ処理者試験受験者及び合格者数

申込書提出者 1 名

受験者数 1 名

合格者数 1 名

2 生活衛生

旅館営業、公衆浴場営業、クリーニング業、理容業、美容業等、日常生活に密着した営業に対し、その衛生水準の確保と向上を図るため、営業許可に係る確認検査及び監視指導を行います。

(1) 生活衛生関係営業施設の監視数と実施率

(単位:件、%)

年度		興行場	旅館	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所 (工場のみ)	計
令和4年	対象施設数	0	106	6	75	101	11	299
	計画数	—	—	—	—	—	—	—
	監視数	0	5	6	1	2	2	16
	監視率	—	4.7	100	1.3	2.0	18.2	—
令和5年	対象施設数	0	109	5	75	100	8	297
	計画数	—	—	—	—	—	—	—
	監視数	0	24	1	1	2	0	28
	監視率	—	22.0	20.0	1.3	2.0	0	—
令和6年	対象施設数	0	112	5	75	101	8	301
	計画数	—	23	1	—	—	—	24
	監視数	—	54	5	17	24	0	100
	監視率	—	48.2	100	22.7	23.8	0	—

(2) 理容・美容衛生講習会

理容 実施日:令和6年9月10日(火) 参加者 23名

美容 実施日:令和6年6月17日(月) 参加者 10名

(3) レジオネラ対策衛生講習会(熊野保健所と共催)

実施日:令和6年11月27日(水) 参加者 32名

○基本事業 2 医薬品等の安全な製造・供給の確保

(主担当:保健衛生室 衛生指導課)

主な取組:医薬品製造業者等に対する監視指導を行うとともに、県民の皆さんに対して医薬品等の正しい情報を提供します。

1 薬事

医薬分業の進展に伴い、薬局では院外処方せんの受け入れ枚数が増加してきています。そこで、薬局に対しては自主管理の推進と調剤業務の安全性向上を主眼に監視指導を行い、医薬品販売業者については、薬剤師等による適正な店舗管理や医薬品の取扱い、情報提供について監視指導を行います。

また、毒物劇物の不適正使用や盗難事故が全国で起こっていることから、販売業者による不適正な販売の防止と、盗難防止を主として監視指導を行うとともに、麻薬や覚醒剤原料取扱者に対しても適正な取扱いについて指導を行います。

(1) 薬事関係営業施設数及び監視指導状況

(単位:件)

業 種		施設数 (年度末現在)	監視数
薬局		18	11
医薬品販売業	卸売販売業	5	1
	店舗販売業	10	5
	特例販売業	1	1
高度管理医療機器	販売業	23	9
	賃貸業	10	6
管理医療機器	販売業	101	31
	賃貸業	12	3
毒物劇物	販売業	18	7
総数		198	74

(2) 麻薬及び向精神薬取締法等関係施設の監視状況

(単位:件)

業種	施設数 (年度末現在)	監視数
麻薬小売業者	13	17
麻薬卸売業者	1	1
麻薬診療施設	19	9
覚醒剤原料取扱者	1	1
総数	34	28

2 献血推進

各市町及び赤十字血液センターと協力して、献血思想の普及・啓発に努めるとともに、将来の献血事業を担う高校生等若年層への啓発活動を実施し、献血者層の拡大を図ります。

(1) 献血者数

(単位:人)

市町	献血者数
尾鷲市	158
紀北町	102
計	260

※すべて 400mL献血

(2) キャンペーンの実施

① 愛の血液助け合い運動街頭ページェント

実施日:令和 6 年 7 月 23 日(火)

実施場所:尾鷲市役所

② ウインター献血キャンペーン

実施日:令和 7 年 2 月 4 日(火)

実施場所:イオン尾鷲店

(3) 高校生等への啓発活動(ヤングミドナサポーター事業)

地域や高等学校等において献血啓発活動に参加する献血ボランティア「ヤングミドナサポーター」を地域の高校生等から募集します。

- ・募集 1 校
- ・ヤングミドナサポーター委嘱 5 名

3 骨髄バンク

骨髄バンクについて理解を求め、骨髄提供希望者(ドナー)登録受付を実施します。なお、ドナー受付は献血と併行して行い、登録しやすい環境づくりに努めます。

また、骨髄移植や骨髄バンク制度について普及啓発するとともに、骨髄提供希望者の登録活動を推進します。

(1) ドナー登録受付数

臨時の受付(献血並行) 2 名

実施日 令和 6 年 7 月 23 日(火) 1 名

令和 7 年 2 月 17 日(月) 1 名

○基本事業 3 人と動物の共生環境づくり

(主担当:保健衛生室 衛生指導課)

主な取組:動物愛護や適正な管理に係る効果的な取組を推進するとともに、民間団体等との連携体制を確立し、動物による危害発生防止に取り組めます。

1 動物愛護

三重県動物愛護管理推進計画に基づき、人と動物とが安全・快適に共生できる社会に向けて取り組みます。

(1) 苦情・問い合わせ

(単位:件)

内容	件数
犬、猫モラル苦情合計(放飼い、糞尿、鳴き声等)	21
犬、猫その他苦情合計(捕獲、引取、事故)	45
その他問い合わせ等	99
合 計	165

(2) 犬の抑留・収容、返還、処分

(単位:頭)

抑留・収容	返還	譲渡	処分
3	0	3	0

(3) 猫の収容、処分

(単位:頭)

収容	返還	譲渡	処分
28	0	22	6

(4) 特定動物飼養許可申請

新規 2 件

変更 0 件

(5) 動物取扱業許可申請

第一種動物取扱業	新規	2 件
	更新	1 件
第二種動物取扱業		0 件

○基本事業 4 薬物乱用防止対策の推進

(主担当:保健衛生室 衛生指導課)

主な取組:関係機関が連携して、薬物乱用防止に関する啓発活動、取り締りおよび再乱用防止に取り組み、県民の皆さんの薬物乱用を防止します。

1 薬物乱用防止対策

覚醒剤や危険ドラッグ等の薬物乱用防止を図るため、関係機関等と連携して広く県民に薬物の恐ろしさや乱用防止の大切さを訴える啓発活動に取り組めます。

(1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などの普及・啓発状況

紀北地区薬物乱用防止指導者協議会等と協働で下記啓発活動を実施します。

① 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

ア 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動ヤング街頭キャンペーン

実施日:令和 6 年 6 月 20 日(木)

内 容:JR尾鷲駅前において、通学途中の高校生等に対し、ポケットティッシュ等を配布し、薬物の恐ろしさや薬物乱用防止を呼び掛け。

イ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動「社会を明るくする運動」等との合同啓発

実施日:尾鷲市:令和 6 年 7 月 8 日(月)、紀北町:令和 6 年 7 月 3 日(水)

内 容:尾鷲市または紀北町のスーパー等の前において、「社会を明るくする運動」等の啓発者と合同で、地域住民に対して、ポケットティッシュ等を配布し、薬物の恐ろしさや薬物乱用防止を呼び掛け。

② 令和 6 年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動に係る啓発

ア 「ロビー啓発」

実施日:令和 6 年 11 月 1 日(金)～11 月 29 日(金)

内 容:三重県尾鷲庁舎にて啓発ポスターの掲示、ポケットティッシュ等の配布

イ 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動街頭啓発

実施日:令和 6 年 11 月 7 日(木)

内 容:尾鷲総合病院前交差点付近において、地域の青少年や住民の方々に対し、ポケットティッシュ等を配布し、薬物の恐ろしさや薬物乱用防止を呼び掛け。

(2) 自生する大麻・けしについての情報提供の状況

- ・大麻・けしの見分け方パンフレット、ポスターの配布
- ・令和 6 年度の尾鷲保健所管内けし発見抜去数 0 本

施策 13-1 地域福祉の推進

○基本事業 2 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

(主担当:保健衛生室 健康増進課)

主な取組:県民一人ひとりのこころの健康を保ち健やかに生活できるよう、うつ・自殺対策を推進します。

1 自殺対策緊急強化事業

三重県の自殺者数は減少傾向にあるものの、管内は依然として自殺死亡率が高く、特に中高年層と高齢者層の自殺者が多い傾向にあります。

自殺対策を中心とした「こころの健康づくり」を推進するために、地域関係機関の連携体制の構築・強化を図るとともに普及啓発に取り組めます。

(1) 尾鷲地域自殺対策ネットワーク会議の開催

地域関係機関の連携体制の充実を図り、尾鷲地域の自殺対策の取組を推進するために、管内関係機関、各種団体、民間ボランティア等によるネットワーク会議を開催します。

日 時:令和 7 年 2 月 10 日(月)14:40~16:00

場 所:三重県尾鷲庁舎 5 階大会議室

内 容:尾鷲保健所の取組について

市町自殺対策の進捗状況について

グループワーク(各関係機関の取組と地域課題について)

講義「三重県の自殺の現状と支援のポイント」

出 席 者:23 名

所属機関:紀北医師会、紀北薬剤師会、尾鷲総合病院、熊野病院、三重県司法書士会、三重紀北消防組合、尾鷲公共職業安定所、尾鷲商工会議所、みえ熊野古道商工会、尾鷲市教育委員会、紀北町教育委員会、尾鷲市社会福祉協議会、紀北町社会福祉協議会、尾鷲市老人クラブ連合会、紀北町いきいきクラブ連合会、尾鷲市民生委員児童委員協議会、紀北町民生委員児童委員協議会、尾鷲市婦人の会連絡協議会、紀北町婦人会連絡協議会、スポレクおわせ、尾鷲市教育委員会、紀北町教育委員会、尾鷲市福祉保健課、紀北町福祉保健課、尾鷲保健所、こころの健康センター

(2) 啓発活動

尾鷲地域自殺対策ネットワーク会議の協働の取組として、地域の住民一人ひとりが自殺対策の主役であることを広く呼びかけ、啓発活動を展開します。

① 「自殺予防週間(9月10日～16日)」における啓発

庁舎内啓発

日 時:令和6年9月2日(月)～17日(火)

場 所:尾鷲庁舎1階ロビー

内 容:自殺予防啓発ポスター・のぼりの掲示、パンフレット・ティッシュの配布

② 「自殺対策強化月間(3月)」における啓発

ア 庁舎内啓発

日 時:令和7年2月25日(火)～3月14日(金)

場 所:尾鷲庁舎1階ロビー

内 容:自殺予防啓発ポスター・のぼりの掲示、パンフレット・ティッシュの配布

庁内放送でのアナウンス(3月3日)

イ 自殺対策ネットワーク会議委員と協働した啓発

日 時:令和7年3月

場 所:尾鷲高等学校、管内中学校、管内調剤薬局、管内銀行・信用金庫、

管内ファミリーマート、管内健康づくり応援の店他

内 容:啓発ポスター、ティッシュの配布

③ 尾鷲高校文化祭における啓発

日 時:令和6年9月28日(土)

場 所:三重県立尾鷲高等学校

対 象:尾鷲高校生、教師等

内 容:ポスターの掲示、パンフレット・啓発物品の配布

④ 高校生を対象とした「こころの健康」に関する出前授業

生徒の約9割が卒業後に地元を離れるため、卒業までに精神疾患やストレス、SOSの出し方について学ぶことで、この先もこころの健康を保ちながら生活していけるよう出前授業を実施します。

日 時:令和6年10月28日(月)11:35～12:25(4～5組)、13:05～13:55(1～3組)

対象者:尾鷲高等学校1年生 121名

施策 13-2 障がい者福祉の推進

○基本事業 4 精神障がい者の保健医療の確保

(主担当:保健衛生室 健康増進課)

主な取組:「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下、「精神保健福祉法」)に基づき、精神障がいのために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障がい者を精神保健指定医による診察を受けさせ、適時適切な医療及び保護を提供します。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、社会復帰の促進の自立、社会参加を目的として自立支援医療受給者証(精神通院医療)や精神障害者保健福祉手帳を交付します。

1 精神障がい者保健福祉

(1) 「精神保健福祉法」に基づく通報、診察及び措置状況

① 通報(申請)件数及び調査結果

(単位:件)

区分	件数	調査結果		
		診察要		診察不要
		措置 入院要	措置 入院不要	
一般人からの申請(法第22条)	0	0	0	0
警察官の通報(法第23条)	6	2	2	2
精神科病院の届出(法第26条の2)	0	0	0	0
法第26条の3の通報※	0	0	0	0
知事職務診察(法第27条の2)	0	0	0	0

(※)「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」第2条第6項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長からの通報。

② 法第23条通報及び措置入院件数の推移

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法第23条通報	2	4	9	2	6
措置入院	0	2	1	1	2

(2) 自立支援医療受給者証(精神通院医療)交付状況

(単位:件)

	尾鷲市	紀北町	計
交付者数	220	216	436

(3)精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位:件)

障害等級	尾鷲市	紀北町	計
1 級	4	6	10
2 級	87	81	168
3 級	38	32	70
計	129	119	248

○基本事業 5 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

(主担当:保健衛生室 健康増進課)

主な取組:「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発、障がいを理由とする差別の解消のための支援体制等の強化や、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応のための取組を進めるとともに、情報コミュニケーションに係る支援、芸術文化活動などへの参加機会の充実など、障がい者の社会参加環境の整備に取り組めます。

1 精神障がい者地域生活推進事業

管内の精神保健福祉支援体制の充実を目指して、精神保健福祉関係者の相互理解と連携を深め、相談対応のスキルアップと危機管理の支援ネットワークづくりに取り組めます。

(1) 尾鷲地域精神保健福祉危機対応ネットワーク連絡会

日 時 :令和 7 年 2 月 10 日(月)13:30~14:30

場 所 :三重県尾鷲庁舎 3 階 301 会議室

内 容 :講義「精神保健医療福祉の動向について」

尾鷲保健所の精神保健事業の実施状況

意見交換

出席者:管内市町職員(保健師、福祉職員等)、熊野病院、三重紀北消防組合、尾鷲警察署、尾鷲保健所
紀北地域障がい者総合相談支援センター、管内地域包括支援センター、紀北福祉事務所、

出席人数:20 名

(2) ケア会議

精神疾患等で悩む方たちへの支援を実施するため、地域及び関係機関等において情報共有や支援方針の検討を図ります。

出席数:15 回

出席者:延べ 97 名

(3) 精神科医師によるこころの健康相談

① 第1回

日 時:令和6年9月20日(金)
場 所:三重県尾鷲庁舎1階 母子室
担当医師:熊野病院・尾鷲診療所 大谷 英行 先生
相談件数:0件

② 第2回

日 時:令和7年2月18日(火)14:00~15:30
場 所:紀北町生涯学習センター会議室
担当医師:熊野病院・尾鷲診療所 野寄 晃 先生
相談件数:2件

(4) 情報共有会

日 時:令和6年8月20日(火)10:00~11:00
場 所:三重県尾鷲庁舎2階201会議室
出席者:管内市町職員(保健師、福祉職員等)、紀北地域障がい者総合相談支援センター、地域包括支援センター、尾鷲保健所 計15名

(5) 相談指導

- ① 来所相談 延べ 1件
- ② 電話相談 延べ 232件
- ③ 家庭訪問 延べ 8件

(6) 医療観察法ケア会議

心神喪失又は心身耗弱の状態で、重大な他害行為を行った精神障害者に対して、医療の保護と社会復帰の促進のため、関係機関や指定通院医療機関が集まるケア会議に出席し、支援方針等の協議を行います。

対象数:1件(延べ1回開催)

場 所:医療法人紀南会 熊野病院

出席者:対象者及び家族、熊野病院医師、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士、作業療法士、津保護観察所社会復帰調整官、紀北地域障がい者総合相談支援センター社会福祉士、訪問介護事業所管理者、サービス提供責任者、管内市町職員、尾鷲保健所

内 容:病状についての情報共有
今後の支援方針の検討

(7) 啓発活動

① 精神保健福祉普及運動習慣における庁舎内啓発活動

日 時:令和 6 年 10 月 7 日(月)~10 月 11 日(金)

場 所:三重県尾鷲庁舎

対 象:来庁者、職員

内 容:ポスターの掲示、パンフレット・リーフレットの設置

② 高校生を対象とした「こころの健康」に関する出前授業

日 時:令和 6 年 10 月 28 日(月)11:35~12:25(4、5 組)、13:05~13:55(1~3 組)

対 象:尾鷲高等学校 1 年生 121 名

③ その他

尾鷲高等学校文化祭における啓発

日 時:令和 6 年 9 月 28 日(土)8:00~12:00

場 所:三重県立尾鷲高等学校

内 容:啓発物品設置

施策 15－4 結婚・妊娠・出産の支援

○基本事業 3 不妊・不育症に悩む家族への支援

(主担当:保健衛生室 健康増進課)

主な取組:不妊治療の保険適用など、不妊・不育症に悩む人への経済的負担の軽減につながる支援が充実され、治療が一般的となる一方、治療と仕事の両立などにおいて、精神的負担の軽減につながる支援に取り組みます。

1 特定不妊治療費助成事業

令和4年4月まで、特定不妊治療、男性不妊治療は、保険が適用されず、高額な医療費がかかっていました。そこで、特定不妊治療、男性不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することで、不妊に悩む夫婦を経済的に支援しました。

令和4年4月からの不妊治療の保険適用に伴い、国の特定不妊治療助成制度は終了しましたが、県独自の新たな特定不妊治療助成事業を創設しました。事業の実施主体の市町に対し、県が補助を行います。

※令和6年9月24日付けで実績報告提出先が本庁となったため、保健所での集計は8月分まで

市町への補助状況

県独自の特定不妊助成(8月分まで)

(単位:件)

	尾鷲市	紀北町	計
申請件数	5	8	13

○基本事業 4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(主担当:保健衛生室 健康増進課)

主な取組:妊娠・出産・育児における「地域の強みを生かした切れ目のない母子保健体制」を整備できるよう人材育成、関係機関調整等、体制整備の支援を行います。

1 母子保健対策事業

親と子が健やかに暮らせる地域社会をめざして、関係機関との連携のもと、途切れない支援体制の整備に努めます。

また、小児慢性特定疾患児に対して医療給付を行います。

(1) 健やか親子支援事業

① 母子保健体制の整備

- ア 乳幼児保健検討委員会への参加 5回
- イ 管内母子保健担当者意見交換会の開催 1回
- ウ 母子保健体制構築アドバイザー事業に基づく
広域支援型アドバイザー派遣への同行 2回

② 児童虐待予防ケア

- ア 要保護児童対策地域協議会実務者会議への出席 2回

(2) 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病に罹患している児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成します。

【小児慢性特定疾病医療費受給者数】

(単位:人)

疾患番号	疾患名	尾鷲市	紀北町	計
1	悪性新生物	2	1	3
2	慢性腎疾患	0	0	0
3	慢性呼吸器疾患	2	1	3
4	慢性心疾患	1	0	1
5	内分泌疾患	2	3	5
6	膠原病	0	0	0
7	糖尿病	1	2	3
8	先天性代謝異常	0	2	2
9	血液疾患	1	0	1
10	免疫疾患	0	0	0
11	神経・筋疾患	2	4	6
12	慢性消化器疾患	2	2	4
13	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	0	0	0
14	皮膚疾患	0	0	0
15	骨系統疾患	0	0	0
16	脈管系疾患	0	0	0
	計	13	15	28

保健所年報

令和 7 年度版

(令和 6 年度実績)

令和 7 年 11 月発行

三重県尾鷲保健所

〒519-3695

三重県尾鷲市坂場西町 1-1(三重県尾鷲庁舎内)

(保健衛生室)

総務企画課 TEL 0597-23-3446(代表)

健康増進課 TEL 0597-23-3454

衛生指導課 TEL 0597-23-3461

F A X 0597-23-3449(共通)

Eメールアドレス ohoken@pref.mie.lg.jp